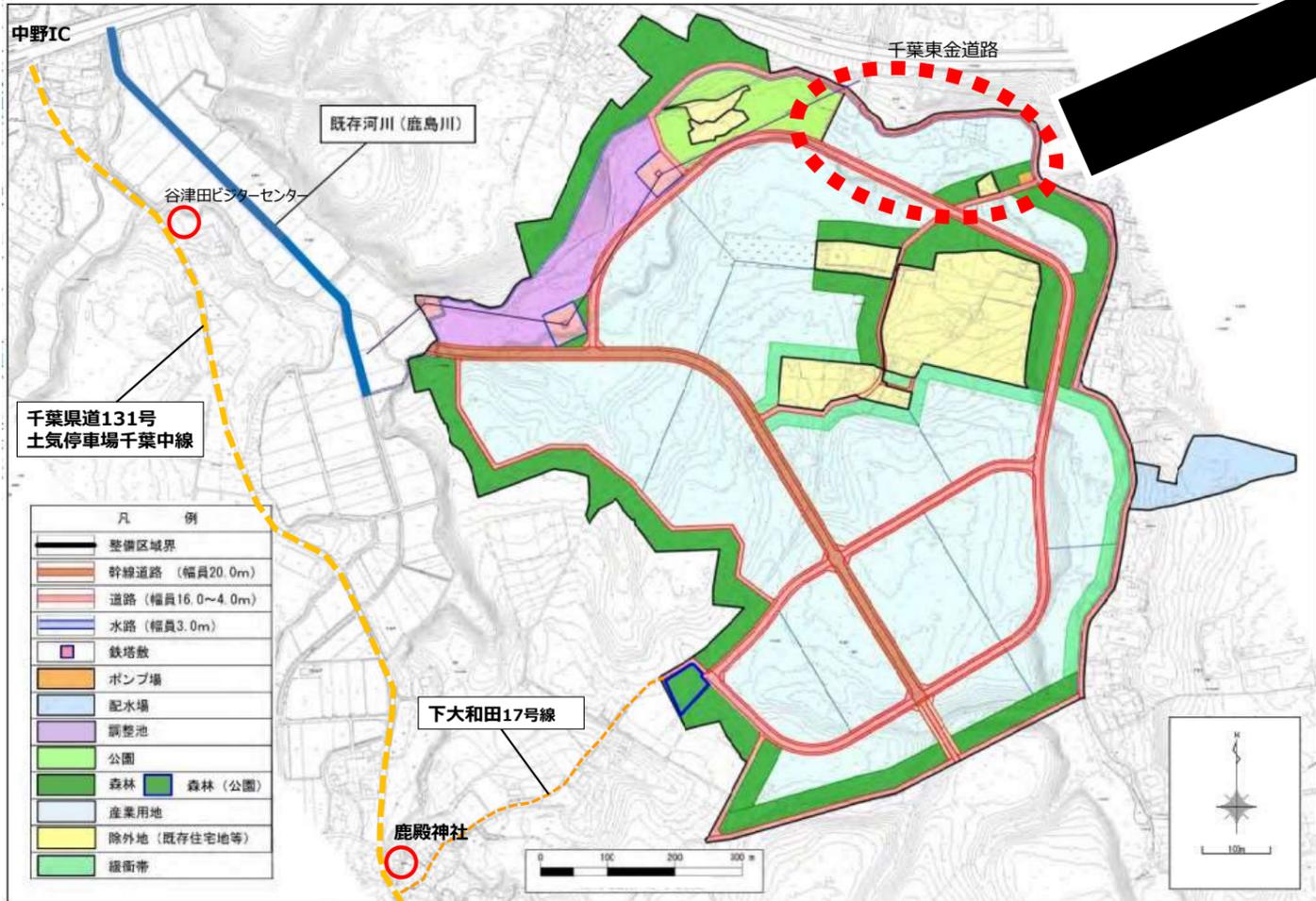


- 千葉市環境影響評価条例に基づき、環境アセスメントの方法書が公告・縦覧されています。  
→環境アセスメントについては次のページを参照して下さい。
- 下図は方法書に示された土地利用計画で、約74.5haの大規模な開発です。
- 中野インターに近い立地から、製造工場や流通センター等を誘致する計画となっています。

- 千葉市内に残された貴重な谷津田が土地造成で消失する計画となっています。
- 下大和田の谷津田は、「千葉市谷津田の自然の保全施策指針」で保全協定が結ばれ、「環境省生物多様性保全上重要な里地里山」と「関東・水と緑のネットワーク拠点百選」に指定されています。

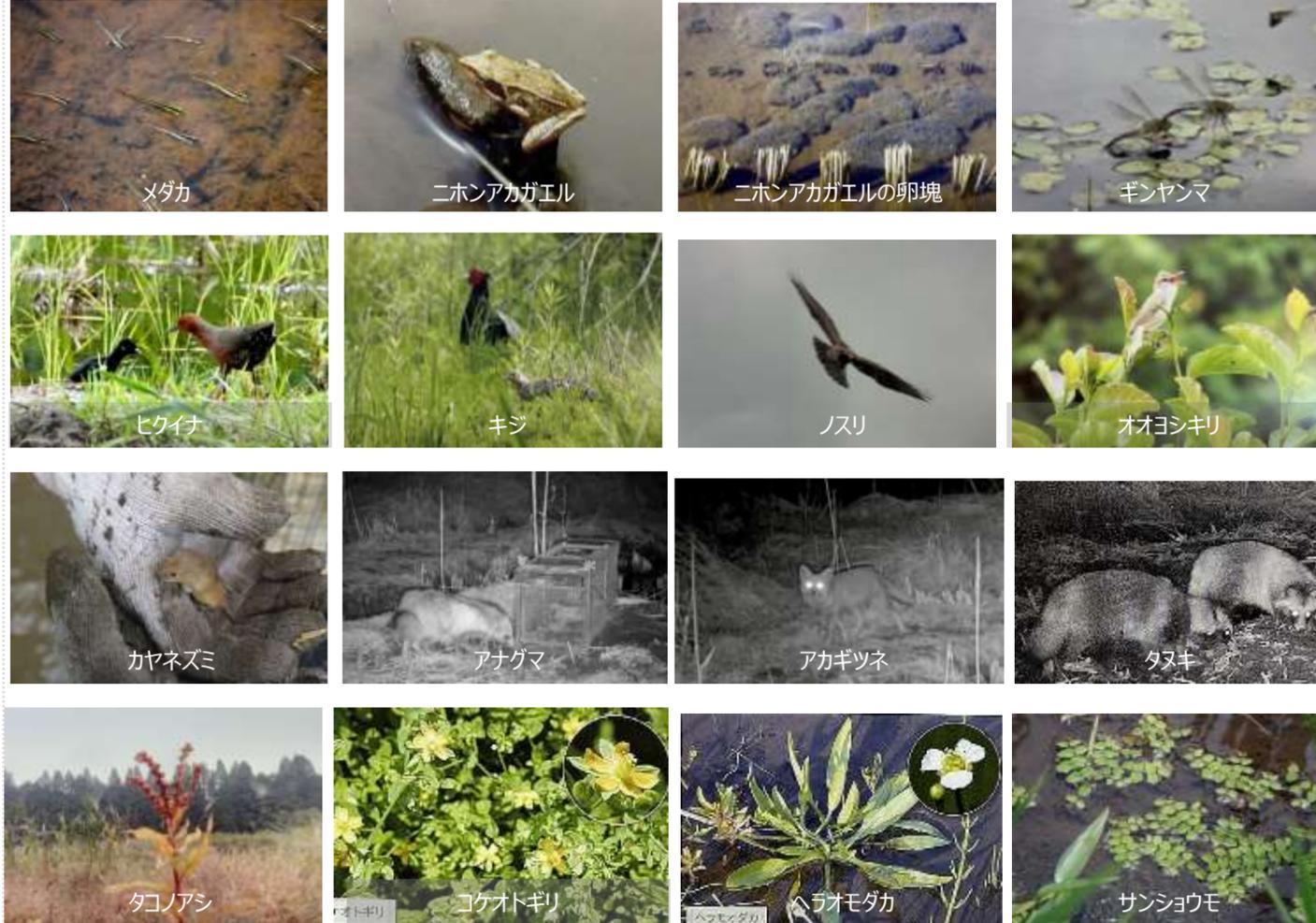


上空から見た谷津田



市民による谷津田の保全活動

### 開発でいなくなる希少な生き物たち (千葉市内からいなくなる生物もいます)



出典：千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書 令和5年4月 美樹観光株式会社

## 千葉県緑区下大和田町開発計画

### お知らせ

事業者から、令和5年4月19日付けで環境影響評価方法書の提出がありましたので、以下のとおり縦覧できます。

なお、環境影響評価方法書は事業者ホームページ [新開画](#)でもご覧になれます。

### 縦覧場所

千葉市役所新庁舎高層棟7階の環境保全課、各区役所総務課、千葉市中央図書館

### 縦覧期間

令和5年4月26日（水曜日）から令和5年5月25日（木曜日）まで

### 説明会の開催について

方法書の内容について、事業者による説明会が開催されます。

### 1回目

日時：令和5年5月27日（土曜日）9時30分～11時30分まで

場所：千葉市誉田公民館1階会議室（緑区誉田町1丁目789-49）

### 2回目

日時：令和5年5月28日（日曜日）9時30分～11時30分まで

場所：千葉市誉田公民館1階会議室（緑区誉田町1丁目789-49）

### 意見書について

方法書について環境の保全の見地から意見を有する方は、意見書を提出できます。

[意見書様式](#)（ワード：41KB）

※別様式で提出する場合は、「氏名・住所・方法書名・環境の保全の見地からの意見（日本語で理由を含む）」を記載して提出してください。

### 意見書の提出方法

提出方法は1～4のとおりです。いずれかの方法で、令和5年6月9日（金曜日）までにご提出ください（郵送の場合は必着）。

1. 持参（千葉市役所新庁舎高層棟7階 環境局環境保全全部環境保全課 窓口）
2. 郵送（〒260-8722千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所環境保全課あて）
3. ファックス（環境保全課 043-245-5557）
4. メール（kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp）

## 環境アセスメントを見てみましょう！

### ●千葉県環境影響評価審査案件

<https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohoz/en/hozen/assess-example-shimooowada.html>

### ●美樹観光

千葉県緑区下大和田町開発計画に係る事業計画概要書の公表について  
<https://www.mikikanko.com/detail13.html>



 美樹観光株式会社

土地の総合プランナー  
 我が社は、安心・安全の街づくりに挑戦しつづけています。

お問い合わせは  
 ☎ 043-294-9450  
 （平日 8:30～17:30）  
 千葉県千葉市緑区土気町1250番地6

[ホーム](#)   [事業内容](#)   [会社案内](#)   [物件一覧](#)   [お問い合わせ](#)   [アクセス](#)

### 千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書の公表について

千葉県環境影響評価条例に基づき、千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書及び方法書を要約した書類を作成しましたので、公表致します。

[表紙・目次（PDF：110KB）](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（PDF：59KB）](#)

[第2章 対象事業の名称、目的及び内容（PDF：1,023KB）](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（PDF：6,344KB）](#)

[第4章 事前配慮の内容（PDF：179KB）](#)

[第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（PDF：1,489KB）](#)

[第6章 その他（PDF：87KB）](#)

[要約書（PDF：2,802KB）](#)

- ・環境影響評価方法書の内、本書では赤枠の箇所を抜粋しています。
- ・注目していただきたい箇所に黄色のマーキングをしています。

千葉県緑区下大和田町開発計画  
に係る環境影響評価方法書

令和5年4月

美樹観光株式会社

【目次】

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1	第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	5-1
1-1 事業者の名称	1-1	5-1 環境影響評価の項目	5-1
1-2 代表者の氏名	1-1	5-1-1 影響要因	5-1
1-3 主たる事務所の所在地	1-1	5-1-2 環境影響評価項目の選定	5-1
第2章 対象事業の名称、目的及び内容	2-1	5-2 調査・予測及び評価の手法	5-10
2-1 対象事業の名称及び種類	2-1	5-2-1 大気質	5-10
2-2 対象事業を実施する区域	2-1	5-2-2 悪臭	5-16
2-3 対象事業の目的	2-5	5-2-3 騒音	5-19
2-4 対象事業の内容	2-5	5-2-4 振動	5-24
2-4-1 対象事業の規模	2-5	5-2-5 低周波音	5-29
2-4-2 対象事業の実施期間	2-5	5-2-6 水質	5-32
2-4-3 土地利用計画	2-6	5-2-7 水象	5-35
2-4-4 進出予定企業の業種	2-6	5-2-8 地形・地質	5-37
2-4-5 道路計画	2-6	5-2-9 日照障害	5-38
2-4-6 公園・緑地計画	2-6	5-2-10 電波障害	5-39
2-4-7 汚水配水、雨水排水及び調整池計画	2-8	5-2-11 植物	5-40
2-4-8 供給処理施設計画	2-8	5-2-12 動物	5-43
2-4-9 廃棄物処理計画	2-8	5-2-13 水生生物	5-47
2-4-10 交通計画	2-8	5-2-14 生態系	5-50
2-5 工事計画	2-10	5-2-15 景観	5-52
2-5-1 工事工程	2-10	5-2-16 ふれあい活動の場	5-55
2-5-2 造成計画	2-10	5-2-17 文化財	5-58
2-5-3 土工計画	2-10	5-2-18 廃棄物等	5-59
2-5-4 工事用車両の走行経路	2-10	5-2-19 温室効果ガス等	5-60
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3-1	第6章 その他	6-1
3-1 自然的状況	3-1	6-1 方法書の作成者および業務受託者の氏名及び住所	6-1
3-1-1 大気質の状況	3-1	6-2 事業内容等に関する問い合わせ窓口	6-1
3-1-2 気象の状況	3-9		
3-1-3 水質の状況	3-14		
3-1-4 水象の状況	3-22		
3-1-5 水底の底質	3-24		
3-1-6 騒音及び低周波音の状況	3-25		
3-1-7 振動の状況	3-30		
3-1-8 悪臭の状況	3-31		
3-1-9 地形及び地質等の状況	3-32		
3-1-10 地盤の状況	3-37		
3-1-11 土壌の状況	3-39		
3-1-12 植物の生育及び植生の状況	3-43		
3-1-13 動物の生息の状況	3-64		
3-1-14 生態系の状況	3-84		
3-1-15 景観の状況	3-87		
3-1-16 人と自然との触れ合いの活動の場の状況	3-92		
3-2 社会的状況	3-95		
3-2-1 人口の状況	3-95		
3-2-2 産業の状況	3-96		
3-2-3 土地利用の状況	3-99		
3-2-4 河川等の利用及び地下水の利用の状況	3-102		
3-2-5 交通の状況	3-104		
3-2-6 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	3-107		
3-2-7 下水道の整備の状況	3-111		
3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域、その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	3-112		
3-2-9 その他の事項	3-138		
第4章 事前配慮の内容	4-1		

出典：千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書 令和5年4月 美樹観光株式会社

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2-1 対象事業の名称及び種類

名 称：千葉市緑区下大和田町開発計画

種 類：宅地開発事業 ※民間開発行為

2-2 対象事業を実施する区域

対象事業を実施する区域（以下、「対象事業実施区域」という。）の位置は、図 2-2-1 に示すとおりである。

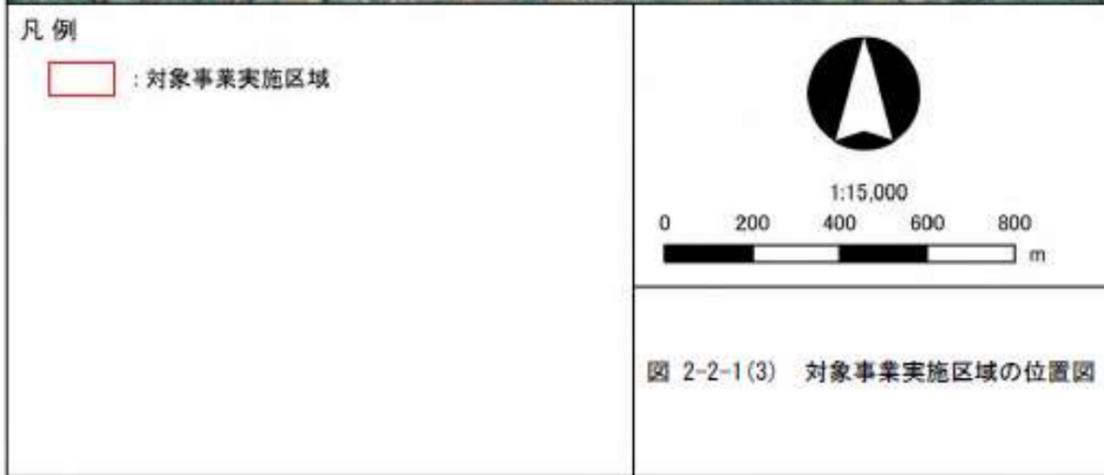
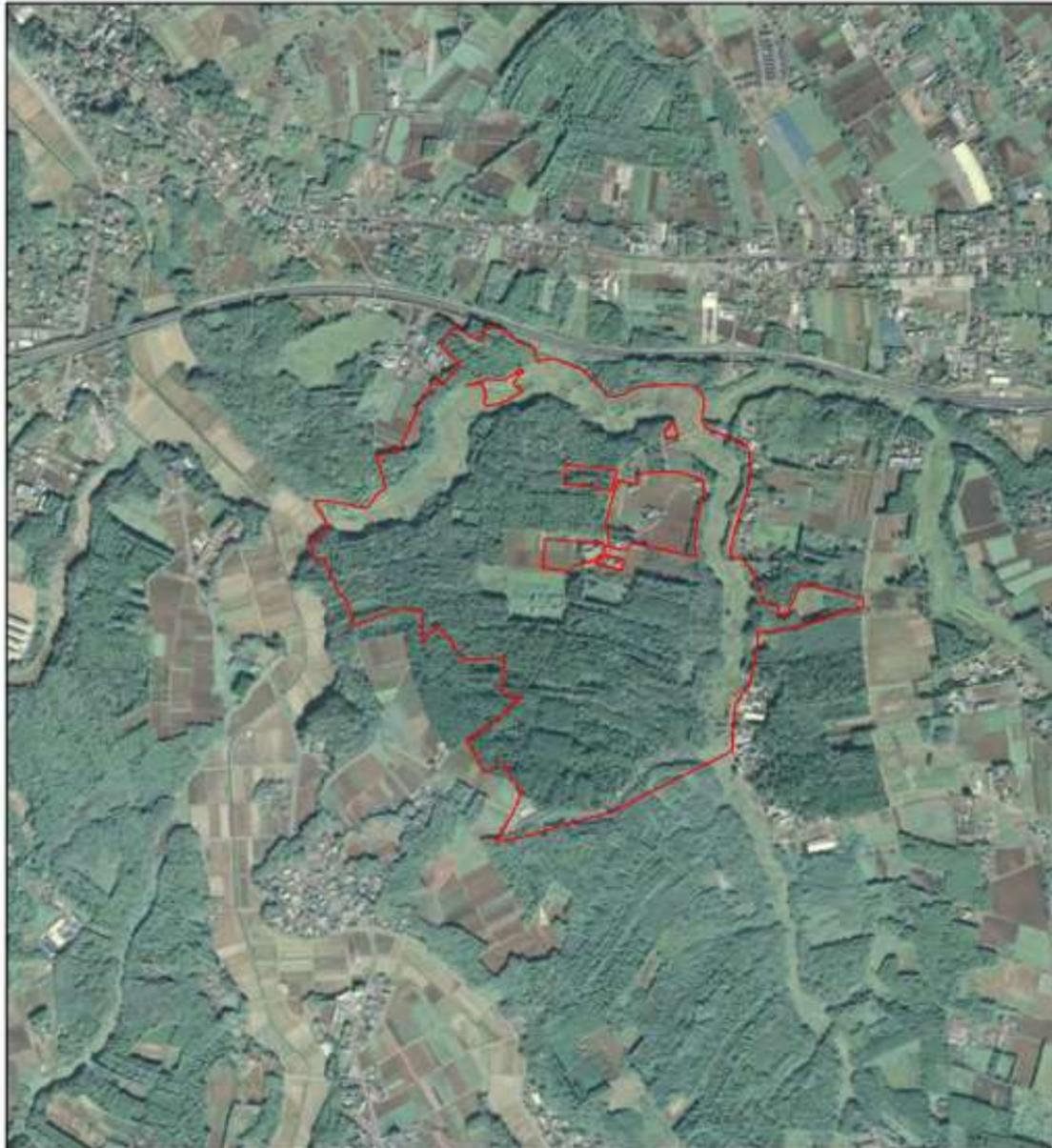
対象事業実施区域は、千葉市の東側に位置しており、緑区下大和田町及び若葉区の一部である。

所 在 地：千葉市緑区下大和田町 1139 番他

対象事業実施区域周辺の代表的な交通インフラとして、北側には千葉東金道路が位置しており、千葉東金道路「中野 IC」が最寄りの IC として利便性の高い場所に位置している。

また、南側には約 4 km の位置に JR 外房線「土気駅」もあり、交通インフラが整った場所に位置している。





2-3 対象事業の目的

近年のインターネット通販の拡大、ITを通じた物流効率化などを背景に、大型物流施設への投資が拡大してきている。また、都心から約40～60km圏を環状に結ぶ首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）が順次、開通し、2024年には大栄JCT～松尾横芝インターチェンジ間の開通見込みにより全線区間が開通となるため、圏央道に接続する千葉東金道路のインターチェンジ周辺などにおける製造業や物流業などを中心とした業種のニーズが高まることが予測される。

千葉市では、「千葉市新基本計画（平成24年3月）」で、まちづくりの基本方針における方向性として、「ひとが集い働く、魅力と活力にあふれるまちへ」を掲げており、地域経済を活性化するため、産業・商業などの振興や新事業の創出、勤労者の支援などが進められてきた。また、令和5年度より開始される「千葉市基本計画」（令和4年9月議決）においても、「まちづくりの総合8分野」の1つに「地域経済」分野が設定されている。その目標は「地域経済を支える産業や人材が育ち、新たな価値が生まれるまちを実現します」とされており、「環境や社会にも配慮した民間事業者の投資や多様な人材の雇用を促進するとともに、地域経済の新たな担い手を育成するなど、さらなる活性化に向けた取組みを持続的かつ柔軟に進めること」の必要性が挙げられている。

本区域は、千葉東金道路の南側に隣接しており、約1km圏内に中野インターチェンジが位置しており、交通利便性が良く、物流や製造の拠点地としての適性が高くなっている。

本事業は、これらの立地特性を最大限に活用し、事業により自然環境との調和や地域経済の活性化を視野に置いた産業基盤の整備を行うとともに、千葉市の産業の発展と共に雇用の創出と拡大に寄与することを目的とする。

2-4 対象事業の内容

2-4-1 対象事業の規模

本事業の規模は約74.5haである。

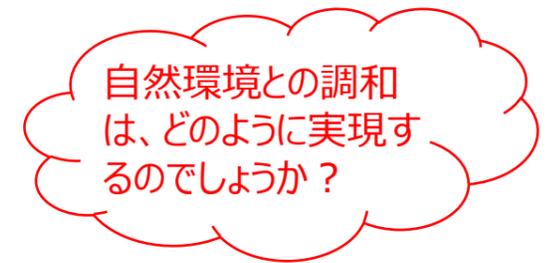
2-4-2 対象事業の実施期間

本事業に係る全体工程は、表 2-4-1 に示すとおりである。

表 2-4-1 全体工程

項目 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
環境影響評価 (評価書までの手続き)							
準備工事、造成工事							
進出企業の建築工事							

注：実施期間は、現在の予定であり、変更する可能性がある。



出典：千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書 令和5年4月 美樹観光株式会社

### 2-4-3 土地利用計画

現時点での対象事業実施区域の土地利用計画は、表 2-4-2 及び図 2-4-1 に示すとおりである。

表 2-4-2 土地利用計画

名称	面積 (m <sup>2</sup> )	割合 (%)
道路、水路	99,567	13.4
鉄塔敷	6,000	0.8
配水場	14,600	2.0
調整池	32,200	4.3
公園	22,353	3.0
森林	120,480	16.2
産業用地	449,900	60.4
合計	745,100	100.0

幹線道路が県道131号と繋がっていないことから、公共下水道とも連結していません。また、対象事業実施区域内に汚水処理施設もないことから、河川への汚染の影響があり、環境項目として選定して予測評価する必要があります。

### 2-4-7 汚水排水、雨水排水及び調整池計画

#### 1. 汚水排水

汚水排水については公共下水道放流とする。処理方式（集合処理、個別処理等）については現在検討中である。

#### 2. 雨水排水

対象事業実施区域内に降った雨水は側溝及び集水樹から、道路側溝などの場内排水施設を経由し、道路集水樹に集水されて、最短距離で調整池へ導くものとする。その後、鹿島川へ放流する。

#### 3. 調整池計画

流量増対策として、地区内に調整池を設置し、雨水流出量の調整を行う。

下大和田は鹿島川の上流域にあり、千葉市の水源でもあります。

### 2-4-8 供給処理施設計画

#### 1. 給水

給水計画については、業種に見合った水量を確保するとともに、周辺地域に影響を及ぼさない設定を行う。

#### 2. ガス供給

ガス供給会社となる大多喜ガスと協議し、対象事業実施区域に都市ガスの供給を受けることになっている。

#### 3. 電力供給

電力小売会社となる東京電力と協議し、対象事業実施区域に電力の供給を受けることになっている。

なお、事業実施時や運用時の施設計画検討に当たっては、外壁における断熱・遮熱性能の向上、再生可能エネルギーの導入、LED照明器具等の省エネルギー機器や高効率機器の積極的な採用等を検討し、消費する資源やエネルギー量の抑制に努めるよう、進出企業と協議する。

### 2-4-9 廃棄物処理計画

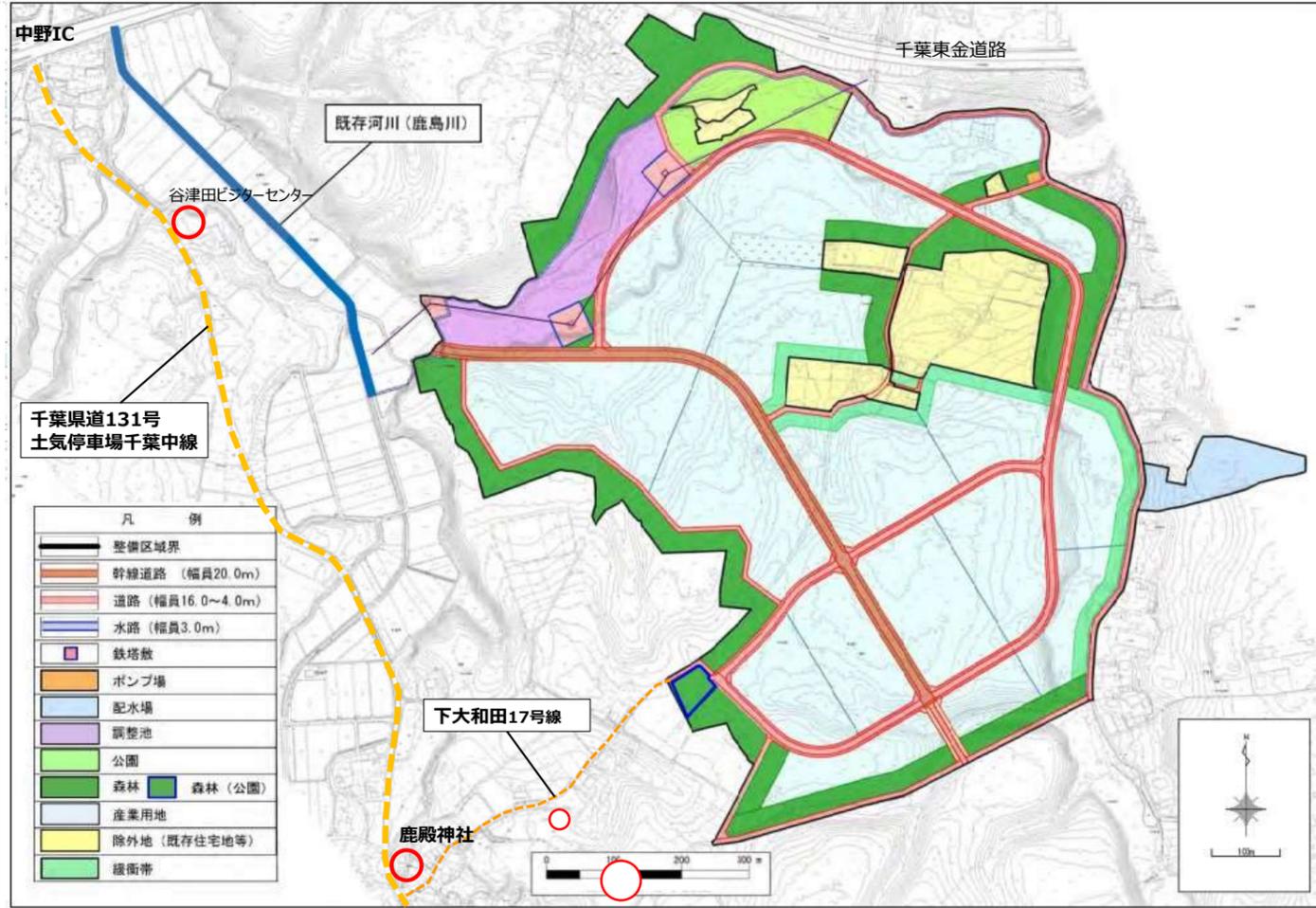
供用時の廃棄物処理は、進出企業ごとに個別に適切な処理を行う計画である。

### 2-4-10 交通計画

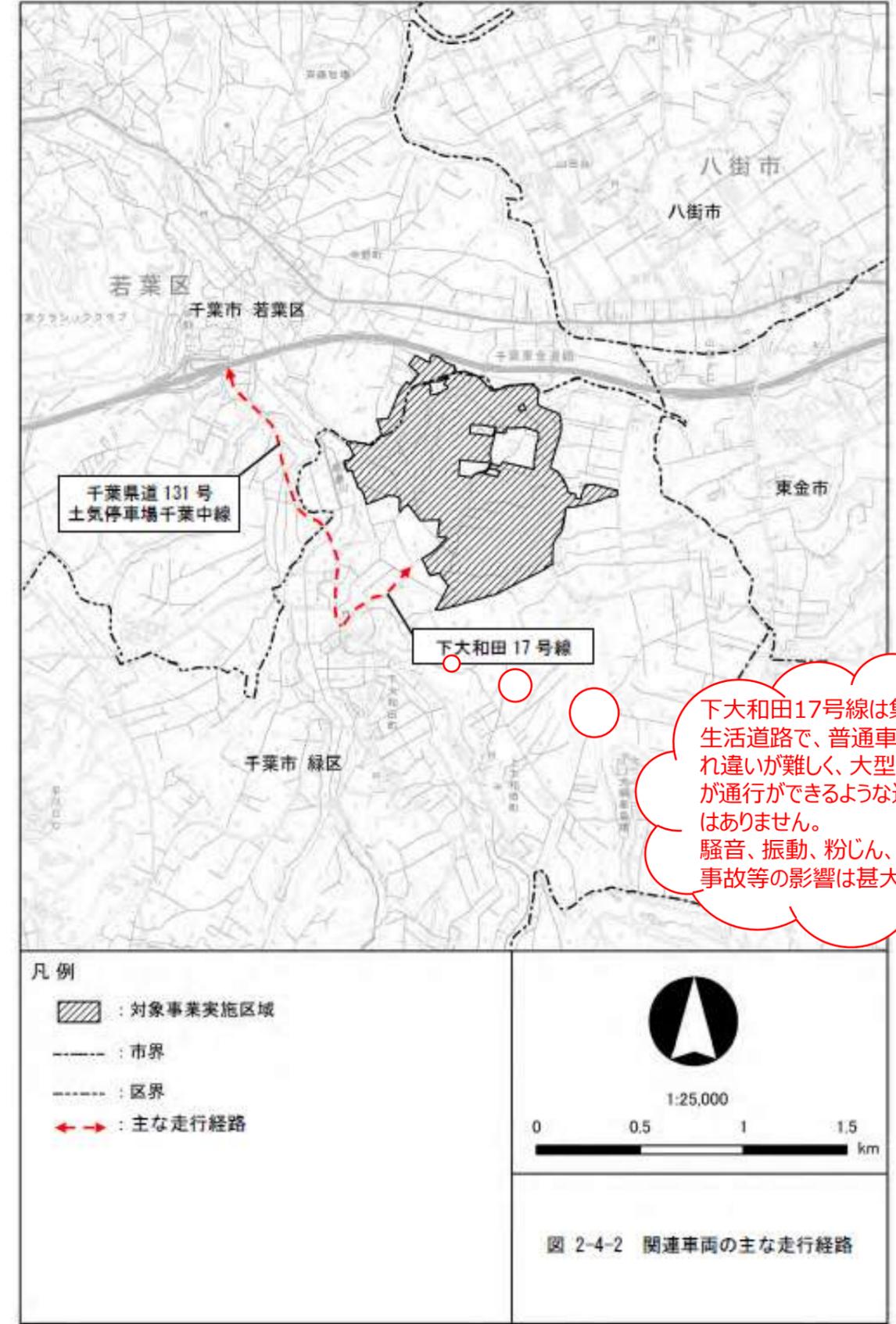
供用時の関連車両の主な走行経路は、図 2-4-2 に示すとおりである。

供用時の関連車両の主な走行経路は、現時点での想定として千葉県道 131 号（土気停車場千葉中線）及び下大和田 17 号線を計画している。

下大和田17号線は集落の生活道路で、普通車でもすれ違いが難しく、大型トラックの通行ができるような道路ではありません。騒音、振動、粉じん、交通事故等の影響は甚大です。



下大和田17号線は集落の生活道路で、普通車でもすれ違いが難しく、大型トラックが通行ができるような道路ではありません。  
騒音、振動、粉じん、交通事故等の影響は甚大です。



下大和田17号線は集落の生活道路で、普通車でもすれ違いが難しく、大型トラックが通行ができるような道路ではありません。  
騒音、振動、粉じん、交通事故等の影響は甚大です。

図 2-4-2 関連車両の主な走行経路



## 2. 自然環境保全関係法令等

自然環境保全等に係る法令の指定及び指定の状況は、次のとおりである。

### (1) 自然公園

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然公園法」に基づく国立公園及び国定公園の指定地域は分布していない。

対象事業実施区域及びその周囲の内、千葉県においては「千葉県立自然公園条例」に基づく「県立九十九里自然公園」の普通地域が分布している。  
「県立九十九里自然公園」の指定区域は、図 3-2-6 に示すとおりである。

### (2) 自然環境保全地域等

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」に基づく自然環境保全地域、「千葉県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定地域は分布していない。

### (3) 鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区等の状況は、図 3-2-7 に示すとおりである。

### (4) 首都圏近郊緑地保全区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「首都圏近郊緑地保全法」に基づく近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区の指定地域は、図 3-2-6 に示すとおりである。

### (5) 生産緑地地区

対象事業実施区域及びその周囲における「生産緑地地区制度」に基づく生産緑地の状況は、図 3-2-6 に示すとおりである。  
生産緑地は、対象事業実施区域の南側約 3km 以南に広がる都市計画区域内に点在している。

### (6) 特別緑地保全地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「特別緑地保全地区制度」に基づく特別緑地保全地区の指定地域は分布していない。

### (7) 「谷津田の自然の保全に関する要綱」に基づく保全協定締結対象区域

対象事業実施区域及びその周囲に示している千葉市「谷津田の自然の保全に関する要綱」に基づく保全協定締結対象区域の状況は、図 3-2-6 に示すとおりである。  
保全協定締結対象区域のうち、対象事業実施区域には1区域（下大和田（猿橋））が存在している。

### (8) 地域森林計画対象民有林

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」に基づく地域森林計画対象民有林の状況は、図 3-2-8 に示すとおりである。  
対象事業実施区域及びその周囲には、地域森林計画対象民有林が広く存在している。

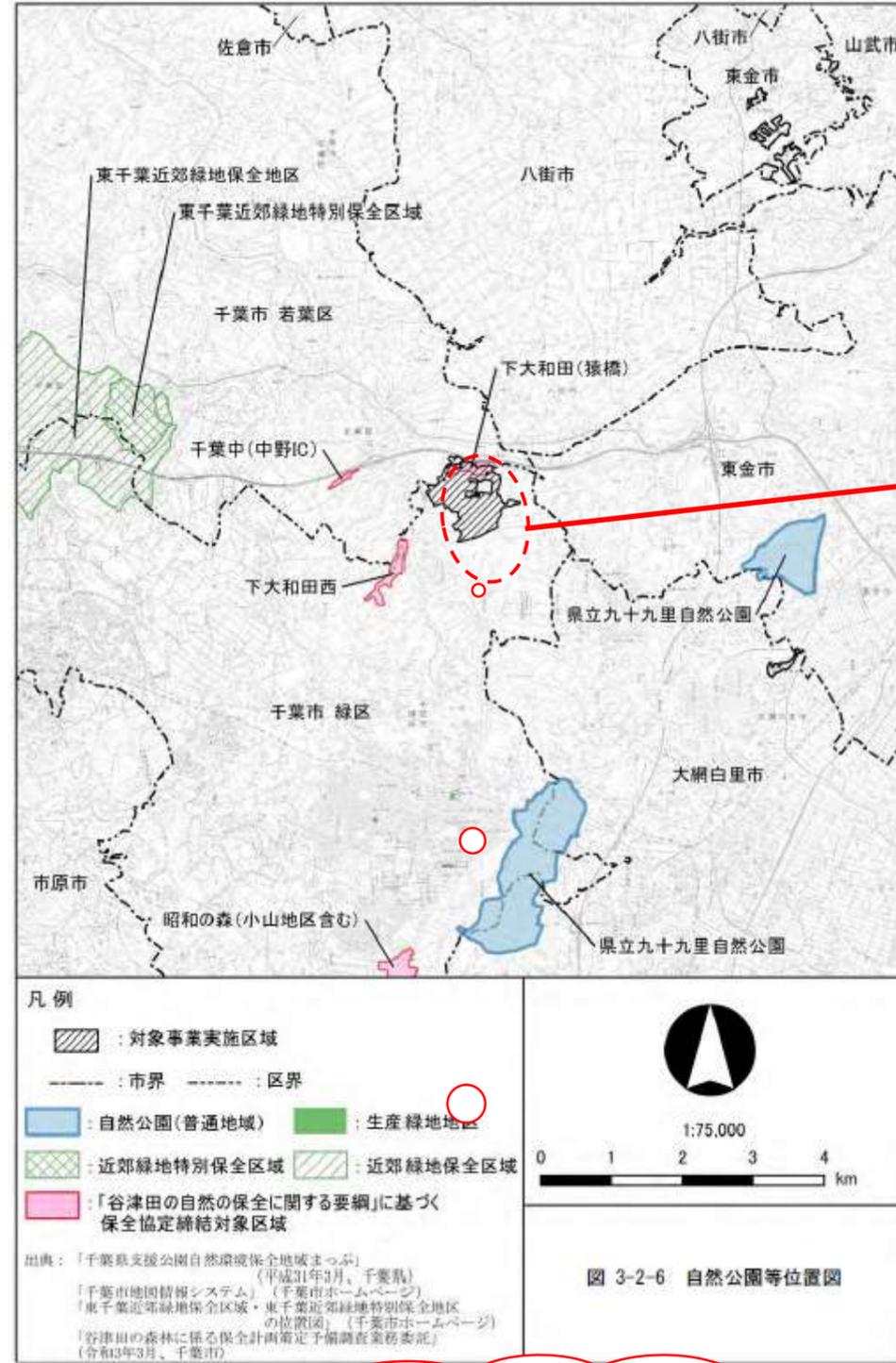
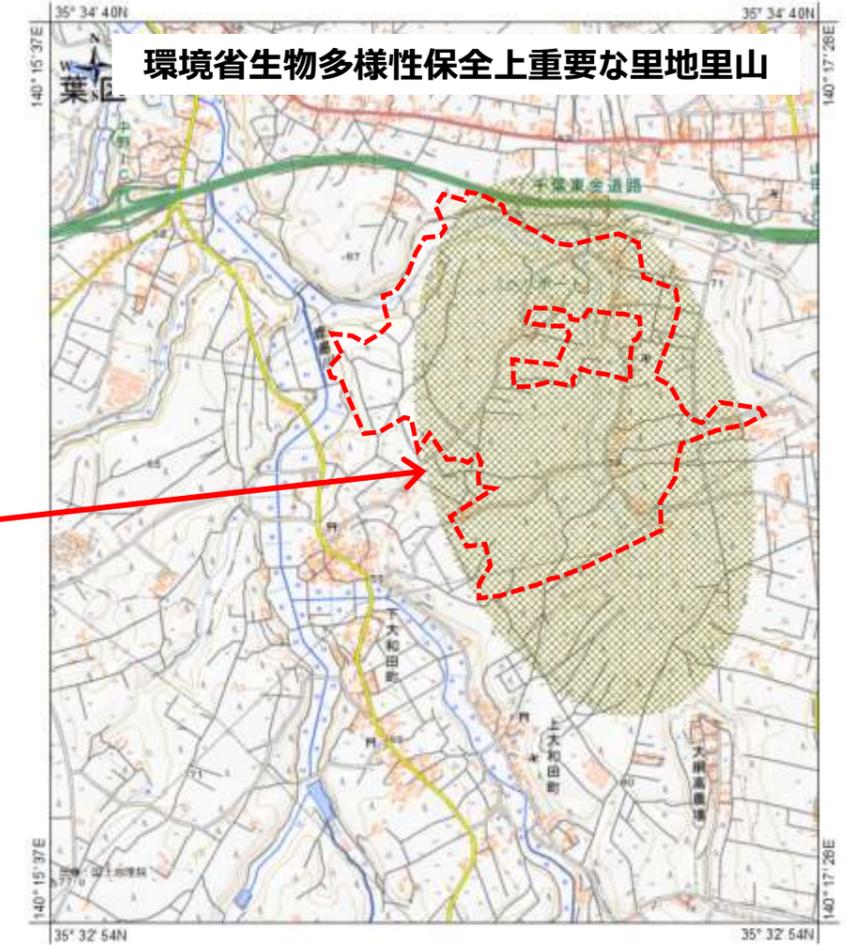


図 3-2-6 自然公園等位置図



環境省生物多様性保全上重要な里地里山  
 2023年05月04日  
 この図は「環境アセスメントデータベース」で作成しました

関東・水と緑のネットワーク

「田」関東・水と緑のネットワーク拠点百選

●ちば環境情報センター

下大和田谷津田

所在地：千葉県 千葉市  
 面積：約4,950㎡  
 活動開始時期：平成13年4月

団体の活動内容について

当会では県内の環境保全活動情報の収集・発信や参加型型の環境学習を行っています。さらに、豊かな自然が残る下大和田谷津田での活動機会を、平成11年より保全活動に取り組み、生物多様性保全と環境教育を目的として「水づくり講座」、自然観察会、水路や林の手入れを行う「ちば里山クラブ」などの活動を行っています。詳しくは会のホームページを参照下さい。  
 ちば環境情報センターホームページ：http://www.caic.info/

下大和田の谷津田は、「千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱」に基づく保全協定締結対象区域ですが、「環境省生物多様性保全上重要な里地里山」と「関東・水と緑のネットワーク拠点百選」にも指定されており、その記載がありません。

「環境省生物多様性保全上重要な里地里山」の指定地が、開発計画によりほぼ無くなってしまいます。

出典：千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書 令和5年4月 美樹観光株式会社

第4章 事前配慮の内容

「千葉市環境影響評価等技術指針」(平成11年6月12日 千葉市告示第249号) (以下、「技術指針」という。)に基づき、「千葉市環境基本計画」(平成23年3月 千葉市)に掲げられている行政区別環境配慮指針及び事業別環境配慮指針について、本事業の事業特性や地域特性を踏まえて、配慮すべき事項を選定した。

行政区別環境配慮指針について、対象事業実施区域の位置する緑区における課題と配慮の方向から選定した配慮すべき事項と、事業計画の検討及び環境影響評価における展開の方向性は、表4-1に示すとおりである。

また、事業別環境配慮指針について、本事業が該当する「工業系事業」、「造成事業」に対して掲げられている環境配慮事項に対し、本事業における配慮の区分と配慮した内容又は今後の計画策定及び環境影響評価の実施における配慮の方針は、表4-2に示すとおりである。

表 4-1 行政区別環境配慮指針

Table with 3 columns: 課題と配慮の方向, 選定, 事業計画の検討及び環境影響評価における展開の方向性. Rows include 生活環境 (水質汚濁, 交通), 緑区 (自然環境, 宅地), 環境配慮 (新市街地).

4-1

表 4-2(1) 事業別環境配慮指針

Table with 3 columns: 環境配慮事項, 区分, 配慮した内容又は今後の計画策定及び環境影響評価の実施における配慮の方針. Rows include 全般, エネルギー, 廃棄物, 水資源.

注) ア: 事業計画において配慮した事項 イ: 事業計画の熟度に応じて今後配慮していく事項 ウ: 本事業においては配慮することが困難な事項 エ: 本事業においては配慮をしない事項

4-2

変更区域(土地の切盛)を最小限に留めた土地利用計画になっているとは考えられません。

森林の保全だけでなく、谷津田の保全についての検討への言及がありません。

しっかりとした調査を行い、動植物・生態系、景観などへの影響について、客観的な予測・評価が必要です。

出典：千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書 令和5年4月 美樹観光株式会社

表 4-2(2) 事業別環境配慮指針

環境配慮事項	区分	配慮した内容又は今後の計画策定及び環境影響評価の実施における配慮の方針
全般	ア	土地利用や造成地盤配置の検討にあたり、対象事業実施区域及びその周辺に生息・生育する動植物への影響を可能な限り低減するよう努める。 また、重要な動植物の生息・生育地をやむを得ず変更する場合には、変更地の修復・移植・代替生息地の確保など適切な措置を講じるよう努める。 崖崩れ、洪水等の自然災害の回避策を十分に講じた、安全な土地利用、造成地盤配置を検討する。
	ア	建物高さの最高限度を31mに制限し、周辺の景観との調和に配慮する。また、対象事業実施区域内の森林面積の25%以上を残留森林とするとともに、造成法面はできる限り早期に緑化する等、緑の回復に努める。
地形	ア	対象事業実施区域内における切土・盛土等の地形改変を、可能な限り最小限とする造成計画を検討する。崖崩れ、土砂崩壊等を生じさせないよう、十分な安定性を有する設計を検討する。
	ア	対象事業実施区域内における切土・盛土等の地形改変を、可能な限り最小限とする造成計画を検討する。
土壌	ア	工事中、造成箇所は、速やかに転圧等を行い、降雨による流出を防止する。また、必要に応じて仮土壌、板橋等を設置し、対象事業実施区域外への土砂流出を防止する。
表流水・地下水	ア	対象事業実施区域内の森林面積の25%以上を残留森林とするとともに、造成法面はできる限り早期に緑化を行い、雨水の地下浸透能力の保全・回復に努めるほか、調整池を設置し雨水等の表面流出量に変化を生じさせないよう努める。
	ア	対象事業実施区域内の森林面積の25%以上を残留森林とするとともに、造成法面はできる限り早期に緑化を行い、雨水の地下浸透能力の保全・回復に努める。
	イ	現段階では、雨水浸透システムの導入の計画は未定であるため、計画を具体化する上で導入の検討を行う。
	ア	掘削工事などが計画される場合には、透水性の高い土留工法等を採用する。また、対象事業実施区域内の森林面積の25%以上を残留森林とするとともに、造成法面はできる限り早期に緑化を行い、雨水の地下浸透能力の保全・回復に努める。
緑化	ア	千葉県自然環境保全条例に基づき、対象となる進出企業には、緑化協定を締結するよう指導し、適切な緑地の確保を検討する。
	ア	対象事業実施区域内の森林面積の25%以上を残留森林とする
	ア	千葉県自然環境保全条例に基づき、対象となる進出企業には、緑化協定を締結するよう指導し、適切な緑地の確保を検討する。
植生	ア	対象事業実施区域内の森林面積の25%以上を残留森林とするとともに、造成法面はできる限り早期に緑化する等、緑の回復に努める。
	ア	対象事業実施区域内の森林面積の25%以上を残留森林とするとともに、造成法面はできる限り早期に緑化する等、緑の回復に努める。
野生動物	ア	対象事業実施区域内の森林面積の25%以上を残留森林とするとともに、造成法面はできる限り早期に緑化する等、緑の回復に努めるなど、土地利用や造成地盤配置の検討にあたっては、対象事業実施区域及びその周辺に生息・生育する野生動物への影響を可能な限り低減するよう努める。 また、重要な動植物の生息・生育地をやむを得ず変更する場合には、変更地の修復・移植・代替生息地の確保など適切な措置を講じるよう努める。

注) ア：事業計画において配慮した事項  
ウ：本事業においては配慮することが困難な事項  
イ：事業計画の熟度に応じて今後配慮していく事項  
エ：本事業においては配慮を講じない事項

表 4-2(3) 事業別環境配慮指針

環境配慮事項	区分	配慮した内容又は今後の計画策定及び環境影響評価の実施における配慮の方針
全般	イ	最も近接する指定文化財は対象事業実施区域の北約1.5kmにあり、対象事業実施区域内及びその隣接地に指定文化財はない。しかしながら、対象事業実施区域の一部が埋蔵文化財地となっていることから、工事の実施にあたっては、文書に基づき必要な手続きを実施する。
	イ	造成高さの最高限度を31mに制限し、周辺の景観との調和に配慮する。また、対象事業実施区域内の森林面積の25%以上を残留森林とするとともに、造成法面はできる限り早期に緑化する等、緑の回復に努める。
地形	イ	対象事業実施区域内の地形に考慮し、切土・盛土等の地形改変を可能な限り最小限とする造成計画を検討する。
	イ	建物高さの最高限度を31mに制限し、周辺の景観との調和に配慮する。また、対象事業実施区域内の森林面積の25%以上を残留森林とするとともに、造成法面はできる限り早期に緑化する等、緑の回復に努める。
大気	イ	進出企業による施設の規模・内容は未定であるが、進出企業に対しては大気汚染防止法などの関係法令に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて排出ガス処理施設の設置等により「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に定める指導基準の遵守に努めるよう協働を行う。
	ア	工事中は建設機械の稼働等による砂の巻き上げや土砂等の飛散を防止するため、施工区域をフェンス等により仮囲いする。また、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。
水質	イ	進出企業による施設の規模・内容は未定であるが、造成工完了後に施設計画を検討する際には、従業員の通勤に、鉄道・バス等の公共交通網の利用を促すなど、周辺に及ぼす自動車交通による環境影響の抑制に努めるよう、進出企業と協働を行う。
	ア	河川や海域、地下水の汚染を生じないよう水質汚濁防止のための処理設備を設ける。
騒音・振動	ア	工事中に発生する濁水については、仮設水路を設けて仮設沈砂池に導き、土粒子を十分に沈殿させる。 進出企業に対しては、水質汚濁防止法などの関係法令の遵守のための協働を行う。
	ア	工事中に発生する濁水については、仮設水路を設けて仮設沈砂池に導き、土粒子を十分に沈殿させた後、水質を確認したうえで、放流先水路の水位に配慮しつつ、近接する水路に排水する。
生活環境	ア	周辺の水質（表流水・地下水）に変化が生じないよう配慮する。
	ア	工事中は、コンクリート製品は可能な限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を最小限に抑える。必要に応じて、pH調整を行う。
騒音・振動	ア	建設機械は、可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械を使用する。敷地境界には仮囲い（鋼板製高さ約2~3m）を設置する。また、建設機械の集中稼働を避け、効率的運用に努める。
	ア	進出企業に対しては騒音規制法などの関係法令に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策・防振対策・防振基礎等の設置の徹底等による未燃の公害発生防止に努めるよう指導する。
生活環境	イ	造成高さの最高限度を31mに制限し、日照の確保・電波障害発生防止に努める。
	イ	工事時間を原則として日中とし、照明の使用は極力減らす。工事時・供用時の照明は、上方面、側面への照射を抑制する。
生活環境	イ	進出企業による施設の規模・内容は未定であるが、進出企業に対しては関係法令に定める規制基準を遵守させる。
	イ	事業計画の熟度に応じて今後配慮していく事項

注) ア：事業計画において配慮した事項  
ウ：本事業においては配慮することが困難な事項  
イ：事業計画の熟度に応じて今後配慮していく事項  
エ：本事業においては配慮を講じない事項

下大和田の谷津田は、「環境省生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されており、希少な動植物の宝庫です。  
自然を破壊したら、二度と元には戻りません。土地改変（土地の切盛り）を避けるべき場所です。  
従って、土地利用計画を変更すべきです。

下大和田の谷津田は、「環境省生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されており、希少な動植物の宝庫です。  
自然を破壊したら、二度と元には戻りません。土地改変（土地の切盛り）を避けるべき場所です。  
従って、土地利用計画を変更すべきです。

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

5-1 環境影響評価の項目

5-1-1 影響要因

「千葉市環境影響評価等技術指針」（平成11年6月12日 千葉市告示第249号）に示されている環境影響評価の対象とする行為の範囲をもとに、本事業による事業特性（「第2章 対象事業の名称、目的及び内容」参照）を勘案して選定した環境影響要因は、以下のとおりである。

- ・本事業に係る工事
- ・土地及び工作物の存在
- ・供用に伴い行われる事業活動その他の人の活動

5-1-2 環境影響評価項目の選定

本事業に係る環境影響評価項目は、事業特性と地域特性（「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」参照）を踏まえ、表5-1-1に示すとおり選定した。

また、環境影響評価項目の選定理由は、表5-1-2に示すとおりであり、大気質、悪臭、騒音、振動、低周波音、水質、水象、地形・地質、日照障害、電波障害、植物、動物、水生生物、生態系、景観、ふれあい活動の場、文化財、廃棄物等、温室効果ガス等の19項目を選定した。

表 5-1-1(1) 影響評価項目

環境要素の区分	影響要因の区分	工事による影響			存在による影響	供用による影響		
		建設機械の稼働	工事用車両の走行	造成等の工事		施設の稼働	関連車両の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る要素	大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○		○	○
			二酸化硫黄				○	
			浮遊粒子状物質	○	○		○	○
			粉じん	○				
			揮発性有機化合物				※	
		有害物質				※		
		悪臭	臭気指数				○	
			臭気排出強度				○	
		騒音	総合騒音					
			特定騒音	○	○		○	○
	振動		○	○		○	○	
	低周波音					○		
	水環境	水質	浮遊物質量		○			
			水素イオン濃度		○			
			その他の生活環境項目					
			有害物質					
			有機物質					
		水底の底質	有機物質等					
			河川流量等		○			
水象		地下水・湧水				※		
		海域の流況						
		水辺環境						
地質環境	地形・地質	現況地形			○			
		注目すべき地形・地質等						
		土地の安定性			※	※		
	地盤沈下	地盤沈下						
	土壌	有害物質			※			
地下水質	有害物質							
	表土							
	その他							
その他の環境	日照障害				○			
	電波障害				○			
	その他							

注：○（一般項目）：調査、予測、評価を標準的な手法により実施する項目。  
 ※（配慮項目）：調査、予測、評価を行わず一般的な配慮事項で対応する項目。

表 5-1-1(2) 影響評価項目

環境要素の区分	影響要因の区分	工事による影響			存在による影響	供用による影響	
		建設機械の稼働	工事用車両の走行	造成等の工事		施設の稼働	関連車両の走行
生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全に係る環境要素	植物	植物相及び注目種				○	
		種生及び注目群落				○	
		樹木・樹林				○	
	動物	動物相及び注目種	○	○	○	○	
		注目すべき生息環境	○	○	○	○	
	水生生物	水生生物相及び注目すべき水生生物			○	○	
		注目すべき生育・生息環境			○	○	
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	
	その他						
	快適な生活環境に係る環境要素	景観	景観資源（自然的及び文化的歴史的景観資源）				
眺望地点						○	
眺望景観						○	
ふれあい活動の場		ふれあい活動の場	○	○	○	○	○
文化財		指定文化財等					
埋蔵文化財						○	
安全	危険物等					※	
地域分断	地域分断						
その他							
地球環境保全への貢献に係る環境要素	廃棄物等	廃棄物		○		○	
		残土			○		
	水利用	水利用					
	温室効果ガス等	二酸化炭素					○
フロンガス等						○	
その他							

注：○（一般項目）：調査、予測、評価を標準的な手法により実施する項目。  
 ※（配慮項目）：調査、予測、評価を行わず一般的な配慮事項で対応する項目。

表 5-1-2(1) 影響評価項目の選定理由（工事による影響）

環境要素		影響要因	選定結果	影響評価項目の選定理由	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る要素	大気環境	二酸化窒素	建設機械の稼働	建設機械の稼働により、排ガスが排出されることから、項目として選定する。	
			工事用車両の走行	工事用車両の走行により、排ガスが排出されることから、項目として選定する。	
		二酸化硫黄	工事による影響	×	工事に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。
		浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	建設機械の稼働により、排ガスが排出されることから、項目として選定する。	
			工事用車両の走行	工事用車両の走行により、排ガスが排出されることから、項目として選定する。	
		粉じん	建設機械の稼働	建設機械の稼働により粉じんの発生が考えられることから、項目として選定する。	
		揮発性有機化合物	工事による影響	×	工事に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。
	有害物質	工事による影響	×	工事に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。	
	悪臭	臭気指数	工事による影響	×	工事に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。
		臭気排出強度	工事による影響	×	工事に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。
	騒音	特定騒音	建設機械の稼働	建設機械の稼働により、騒音が発生することから、項目として選定する。	
			工事用車両の走行	工事用車両の走行により、騒音が発生することから、項目として選定する。	
	振動	振動	建設機械の稼働	建設機械の稼働により、振動が発生することから、項目として選定する。	
			工事用車両の走行	工事用車両の走行により、振動が発生することから、項目として選定する。	
低周波音	低周波音	工事による影響	×	工事に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。	
水環境	水質	浮遊物質	造成等の工事	造成工事による濁水の発生が考えられることから、項目として選定する。	
		水素イオン濃度	造成等の工事	コンクリート工事によるアルカリ排水の発生が考えられることから、項目として選定する。	
		その他の生活環境項目	工事による影響	×	工事に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。
	水底の底質	有害物質	工事による影響	×	工事に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。
		有機物質等	工事による影響	×	工事に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。

注：○（一般項目）：調査、予測、評価を標準的な手法により実施する項目。  
 ※（配慮項目）：調査、予測、評価を行わず一般的な配慮事項で対応する項目。  
 ×：選定しなかった項目。

表 5-1-2(2) 影響評価項目の選定理由（工事による影響）

環境要素		影響要因	選定結果	影響評価項目の選定理由		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る要素	水環境	水象	河川流量等	造成等の工事	○	造成等の工事に伴い雨水流出量が増加することから、項目として選定する。
			地下水・湧水	工事による影響	×	対象事業実施区域で湧水はなく、周辺の地盤高より低い大規模な掘削は行わないため、項目として選定しない。
			海域の流況	工事による影響	×	対象事業実施区域周辺に海域はないため、項目として選定しない。
	地形・地質	地形・地質	水辺環境	工事による影響	×	雨水排水の放流先となる鹿島川はコンクリート三面張り河川であり、水辺環境に影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。
			現況地形	工事による影響	×	工事に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。
			注目すべき地形・地質等	工事による影響	×	工事に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。
			土地の安定性	造成等の工事	※	造成工事にあたっては、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土地の安定性に十分留意して設計を行う。したがって、配慮項目として選定する。
	地質環境	地盤沈下	地盤沈下	工事による影響	×	工事に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。
			有害物質	造成等の工事	※	残土を場外搬出する場合は、関係法令に準拠して、適切に対処する。したがって、配慮項目として選定する。
			表土	工事による影響	×	造成における盛土は、対象事業実施区域内の切土を活用することから、植物の生育基盤は現況から大きく変化しないため、項目として選定しない。
	その他の環境	日照障害	日照障害	工事による影響	×	工事に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。
			電波障害	工事による影響	×	工事に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。

注：○（一般項目）：調査、予測、評価を標準的な手法により実施する項目。  
 ※（配慮項目）：調査、予測、評価を行わず一般的な配慮事項で対応する項目。  
 ×：選定しなかった項目。

●地下水・湧水

・谷津田の自然は地下水と湧水により成立しています。また、「関東・水と緑のネットワーク拠点百選」の選定地であり、対象事業実施区域内に湧水は存在しており、工事による影響が生じると考えられます。環境項目として選定するべきです。

●水辺環境

・対象事業実施区域は鹿島川の上流域にあり、千葉市に水源になっています。また、「関東・水と緑のネットワーク拠点百選」に選定されています。谷津田は鹿島川と連続したの水供給源であり、工事による影響が生じると考えられます。環境項目として選定するべきです。

●現況地形、注目すべき地形・地質等

・対象事業実施区域は谷津田と一体となった地形であり、「環境省生物多様性保全上重要な里地里山」に指定された注目すべき地形です。工事による影響が生じると考えられます。環境項目として選定するべきです。

表 5-1-2(3) 影響評価項目の選定理由（工事による影響）

環境要素		影響要因	選定結果	影響評価項目の選定理由		
生物の多様性と多様な自然環境の保全に係る環境要素	動物	動物相及び注目種	建設機械の稼働	○ 建設機械の稼働に伴う動物への影響が考えられることから、項目として選定する。		
			工事用車両の走行	○ 工事用車両の走行に伴う動物への影響が考えられることから、項目として選定する。		
			造成等の工事	○ 土地の改変に伴う動物への影響が考えられることから、項目として選定する。		
	注目すべき生息環境		建設機械の稼働	○ 動物相及び注目種と同様の理由により、項目として選定する。		
			工事用車両の走行	○ 動物相及び注目種と同様の理由により、項目として選定する。		
			造成等の工事	○ 動物相及び注目種と同様の理由により、項目として選定する。		
	水生生物	水生生物相及び注目すべき水生生物	造成等の工事	○ 造成工事による濁水等の発生が考えられることから、項目として選定する。		
				注目すべき生育・生息環境		
	生態系	地域を特徴づける生態系	建設機械の稼働	○ 動物と同様の理由により、項目として選定する。		
工事用車両の走行			○ 動物と同様の理由により、項目として選定する。			
造成等の工事			○ 植物及び動物と同様の理由により、項目として選定する。			
景観	景観資源（自然的及び文化的歴史的景観資源） 眺望地点 眺望景観	工事による影響	× 工事に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。			
			ふれあい活動の場	ふれあい活動の場	建設機械の稼働	○ 建設機械の稼働に伴うふれあい活動の場への影響が考えられることから、項目として選定する。
					工事用車両の走行	○ 工事用車両の走行に伴うふれあい活動の場への影響が考えられることから、項目として選定する。
	造成等の工事	○ 土地の改変に伴うふれあい活動の場への影響が考えられることから、項目として選定する。				
	文化財	指定文化財等 埋蔵文化財	工事による影響	× 工事に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。		
				安全	危険物等	× 工事に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。
地域分断						地域分断
	地球環境保全への貢献に係る環境要素	廃棄物等	造成等の工事	○ 工事に伴って廃棄物が発生することから、項目として選定する。		
○ 工事に伴って残土が発生することから、項目として選定する。						
水利用		水利用	工事による影響	× 工事に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。		
				温室効果ガス等	二酸化炭素 フロンガス等	建設機械の稼働

注：○（一般項目）：調査、予測、評価を標準的な手法により実施する項目。  
 ※（配慮項目）：調査、予測、評価を行わず一般的な配慮事項で対応する項目。  
 ×：選定しなかった項目。

●景観資源

・対象事業実施区域は、「環境省生物多様性保全上重要な里地里山」に指定された優れた里山景観を有しています。工事による影響が生じると考えられます。環境項目として選定すべきです。

●埋蔵文化財

・対象事業実施区域内には埋蔵文化財が数カ所あり、「周知の埋蔵文化財包蔵地」です。工事による影響が生じると考えられます。環境項目として選定すべきです。

5-6

表 5-1-2(4) 影響評価項目の選定理由（存在・供用による影響）

環境要素		影響要因	選定結果	影響評価項目の選定理由
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る要素	大気環境	二酸化炭素	建設の稼働	○ 建設の稼働により、排ガスが排出されることから、項目として選定する。
			関連車両の走行	○ 関連車両の走行により、排ガスが排出されることから、項目として選定する。
		二酸化硫黄	建設の稼働	○ 建設の稼働により、排ガスが排出されることから、項目として選定する。
				○ 建設の稼働により、排ガスが排出されることから、項目として選定する。
		浮遊粒子状物質	建設の稼働	○ 建設の稼働により、排ガスが排出されることから、項目として選定する。
				○ 建設の稼働により、排ガスが排出されることから、項目として選定する。
		粉じん	存在・供用による影響	× 存在・供用に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。
				○ 建設の稼働により、排ガスが排出されることから、項目として選定する。
		揮発性有機化合物	建設の稼働	※ 揮発性有機化合物を扱う企業が進出した場合においても、法令等に基づき、適正に管理がなされることから、周辺環境へ及ぼす影響はないものと考えられる。したがって、一般的な配慮事項で対応する項目とする。
				○ 建設の稼働により、排ガスが排出されることから、項目として選定する。
有害物質	建設の稼働	※ 有害物質を扱う企業が進出した場合においても、法令等に基づき、適正に管理がなされることから、周辺環境へ及ぼす影響はないものと考えられる。したがって、一般的な配慮事項で対応する項目とする。		
		○ 建設の稼働により、排ガスが排出されることから、項目として選定する。		
悪臭	臭気指数 臭気排出強度	建設の稼働	○ 進出企業の建設の稼働により、悪臭の発生が考えられることから、評価項目として選定する。	
			○ 建設の稼働により、悪臭が発生することから、項目として選定する。	
騒音	特定騒音	建設の稼働 関連車両の走行	○ 建設の稼働により、騒音が発生することから、項目として選定する。	
			○ 関連車両の走行により、騒音が発生することから、項目として選定する。	
振動	振動	建設の稼働 関連車両の走行	○ 建設の稼働により、振動が発生することから、項目として選定する。	
			○ 関連車両の走行により、振動が発生することから、項目として選定する。	
低周波音	低周波音	建設の稼働	○ 建設の稼働により、騒音が発生することから、項目として選定する。	
			○ 建設の稼働により、騒音が発生することから、項目として選定する。	
水環境	水質	存在・供用による影響	× 汚水排水は公共下水道に放流する。また、雨水排水は調整池で雨水流出量の調整を行い、土砂を沈砂させた後、鹿島川に放流する。これらのことから、存在・供用に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。	
			○ 浮遊物質	
			○ 水素イオン濃度	
			○ その他の生活環境項目	
水底の底質	有害物質 有機物質等	存在・供用による影響	○ 汚水排水は公共下水道に放流する。また、雨水排水は調整池で雨水流出量の調整を行い、鹿島川に放流する。これらのことから、存在・供用に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。	
			○ 汚水排水は公共下水道に放流する。また、雨水排水は調整池で雨水流出量の調整を行い、鹿島川に放流する。これらのことから、存在・供用に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。	
水象	河川流量等	存在・供用による影響	○ 汚水排水は公共下水道に放流する。また、雨水排水は調整池で雨水流出量の調整を行い、鹿島川に放流する。これらのことから、存在・供用に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。	
			○ 汚水排水は公共下水道に放流する。また、雨水排水は調整池で雨水流出量の調整を行い、鹿島川に放流する。これらのことから、存在・供用に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。	

注：○（一般項目）：調査、予測、評価を標準的な手法により実施する項目。  
 ※（配慮項目）：調査、予測、評価を行わず一般的な配慮事項で対応する項目。  
 ×：選定しなかった項目。

●二酸化炭素

・建設機械の稼働により二酸化炭素が発生します。また、工事車両の走行においても同様に二酸化炭素が発生します。環境項目として選定すべきです。

●水環境

・土地利用計画では、幹線道路が県道131号と繋がっていないことから、公共下水道とも連結していません。また、対象事業実施区域内に汚水処理場もないことから、河川への汚染の影響があり、環境項目として選定すべきです。

5-7

表 5-1-2(5) 影響評価項目の選定理由（存在・供用による影響）

環境要素		影響要因	選定結果	影響評価項目の選定理由
水環境	水象	地下水・湧水	※	地形改変を可能な限り最小限とする造成計画を検討すること、森林面積の25%以上を残置森林とするとともに、造成法面はできる限り早期に緑化を行い、雨水の地下浸透能力の保全・回復に努めること、対象事業実施区域内に湧水は存在しないことから、周辺環境へ及ぼす影響はほとんどないものと考えられる。したがって、一般的な配慮事項で対応する項目とする。
		海域の流況	×	対象事業実施区域周辺に海域はないため、項目として選定しない。
		水辺環境	×	雨水排水の放流先となる鹿島川はコンクリート三面張り河川であり、水辺環境に影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る要素	地質環境	地形・地質	○	地形改変後の土地及び工作物の存在等に伴う現況地形への影響が考えられることから、項目として選定する。
		注目すべき地形・地質等	×	対象事業実施区域に注目すべき地形・地質等はないため、項目として選定しない。
		土地の安定性	※	地形改変にあたっては、詳細なボーリング調査や地形測量等を行い、土地の安定性に十分留意して設計を行う。したがって、配慮項目として選定する。
	地盤沈下	地盤沈下	×	存在・供用に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。
	土壌	有害物質 表土	×	存在・供用に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。
	地下水質	有害物質	×	存在・供用に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。
	その他の環境	日照障害 電波障害	○	地形改変後の土地及び工作物の存在による日照障害の影響が考えられるため、項目として選定する。

注：○（一般項目）：調査、予測、評価を標準的な手法により実施する項目。  
 ※（配慮項目）：調査、予測、評価を行わず一般的な配慮事項で対応する項目。  
 ×：選定しなかった項目。

### ●地下水・湧水

・谷津田の自然は地下水と湧水により成立しています。また、「関東・水と緑のネットワーク拠点百選」の選定地であり、対象事業実施区域内に湧水は存在しており、施設の存在・供用による影響が生じると考えられます。予測・評価を行う項目とするべきです。

### ●水辺環境

・対象事業実施区域は鹿島川の上流域にあり、千葉市に水源になっています。また、「関東・水と緑のネットワーク拠点百選」に選定されています。谷津田は鹿島川と連続したの水供給源であり、公共下水道への連結や事業実施区域内に汚水処理場がないことから施設の存在・供用による影響が生じると考えられます。環境項目として選定するべきです。

### ●注目すべき地形・地質等

・対象事業実施区域は谷津田と一体となった地形であり、「環境省生物多様性保全上重要な里地里山」に指定された注目すべき地形です。土地の形質の変更や施設の存在等による影響が生じると考えられます。環境項目として選定するべきです。

表 5-1-2(6) 影響評価項目の選定理由（存在・供用による影響）

環境要素		影響要因	選定結果	影響評価項目の選定理由	
生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全に係る環境要素	植物	植物相及び注目種	○	地形改変後の土地及び工作物の存在等に伴う植物への影響が考えられることから、項目として選定する。	
		植生及び注目群落	○	地形改変後の土地及び工作物の存在等に伴う植物への影響が考えられることから、項目として選定する。	
	動物	動物相及び注目種	○	地形改変後の土地及び工作物の存在等に伴う動物への影響が考えられることから、項目として選定する。	
		注目すべき生態環境	○	地形改変後の土地及び工作物の存在等に伴う動物への影響が考えられることから、項目として選定する。	
水生生物	水生生物相及び注目すべき水生生物	○	地形改変後の土地及び工作物の存在等に伴う水生生物への影響が考えられるため、項目として選定する。		
	水生生物	○	地形改変後の土地及び工作物の存在等に伴う水生生物への影響が考えられるため、項目として選定する。		
生態系	地域を特徴づける生態系	○	植物及び動物と同様の理由により、項目として選定する。		
快適な生活環境の保全に係る環境要素	景観	景観資源（自然的及び文化的・歴史的景観資源）	×	存在・供用に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。	
		眺望地点	○	地形改変後の土地及び工作物の存在等に伴う眺望地点への影響が考えられることから、項目として選定する。	
	ふれあい活動の場	眺望景観	○	地形改変後の土地及び工作物の存在等に伴う眺望景観への影響が考えられることから、項目として選定する。	
		ふれあい活動の場	○	地形改変後の土地及び工作物の存在等に伴うふれあい活動の場への影響が考えられることから、項目として選定する。	
	文化財	指定文化財等	×	対象事業実施区域内に指定文化財及び登録文化財は存在しないため、項目として選定しない。	
		埋蔵文化財	○	対象事業実施区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するため、項目として選定する。	
	安全	危険物等	※	危険物等を扱う企業が進出した場合においても、法令等に基づき、適正に管理がなされることから、周辺環境へ及ぼす影響はないものと考えられる。したがって、一般的な配慮事項で対応する項目とする。	
	地域分断	地域分断	×	存在・供用に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。	
	地球環境保全への貢献に係る環境要素	廃棄物等	廃棄物	○	施設の稼働に伴って廃棄物が発生することから、項目として選定する。
			残土	×	存在・供用に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。
水利用		水利用	×	存在・供用に伴って影響を及ぼすような要因はないため、項目として選定しない。	
温室効果ガス等	二酸化炭素 フロンガス等	○	施設の稼働に伴って二酸化炭素等の温室効果ガス排出されることから、項目として選定する。		

注：○（一般項目）：調査、予測、評価を標準的な手法により実施する項目。  
 ※（配慮項目）：調査、予測、評価を行わず一般的な配慮事項で対応する項目。  
 ×：選定しなかった項目。

### ●景観資源

・対象事業実施区域は、「環境省生物多様性保全上重要な里地里山」に指定された優れた里山景観を有しています。施設の存在・供用による影響が生じると考えられます。環境項目として選定するべきです。

環境アセスメントの調査、予測・評価方法について記載されています。

環境項目は、大気質、悪臭、騒音、振動、低周波音、水質、水象、地形・地質、日照障害、電波障害、植物、動物、水生生物、生態系、景観、ふれあい活動の場、文化財、廃棄物等、温室効果ガス等の19項目になりますが、ここでは、谷津田等の保全上重要な騒音、水質、植物、動物、水生生物、生態系、ふれあい活動の場について掲載しました。

### 5-2-3 騒音

#### 1. 調査の方法

騒音に係る調査項目は、①騒音（環境騒音、道路交通騒音）の状況、②道路交通の状況、③音の伝搬に影響を及ぼす地形の状況、④土地利用、周辺の人家・保全対象施設等の状況、⑤既存の発生源の状況、⑥基準値等とする。

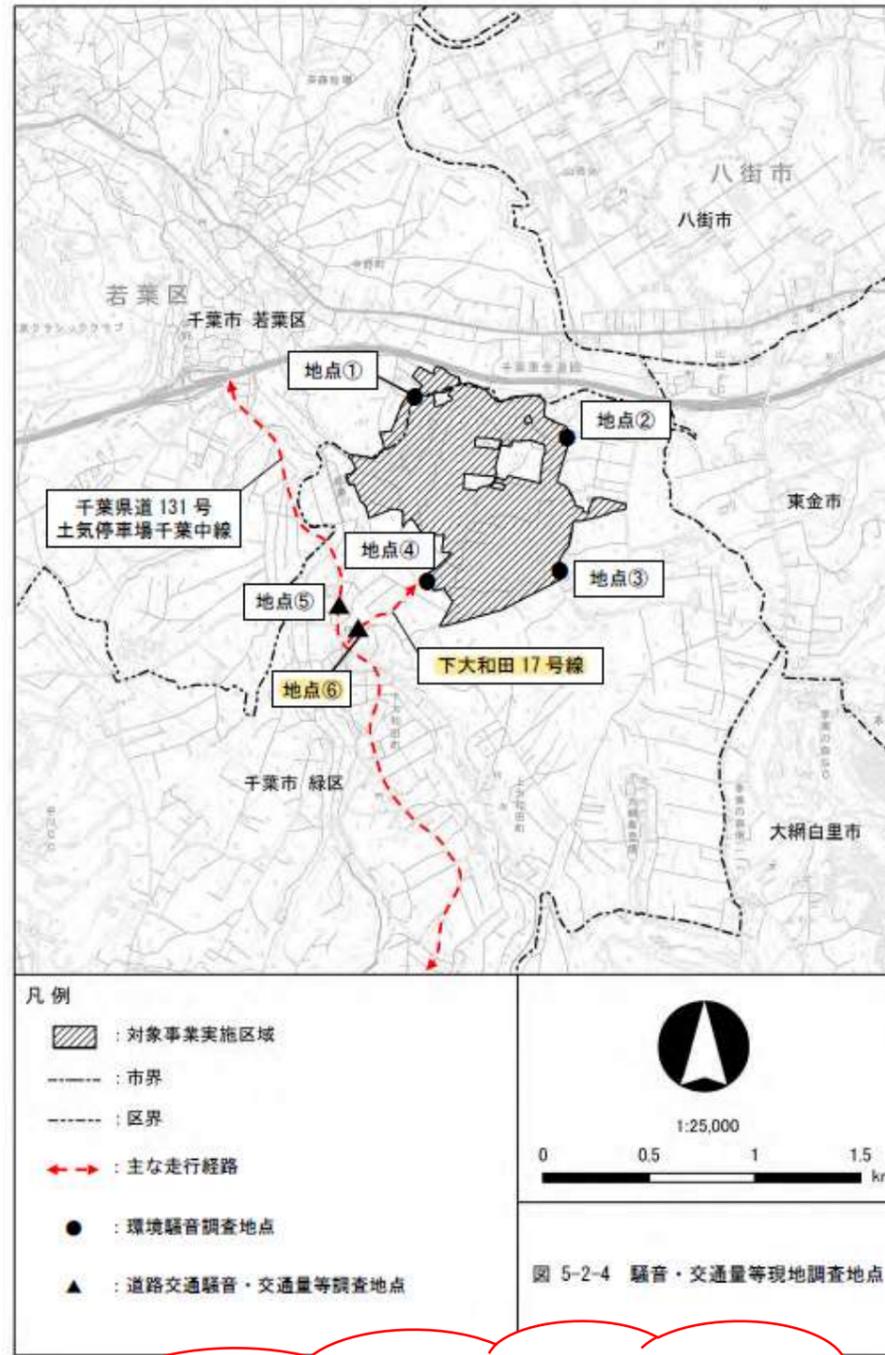
騒音に係る調査の方法は表 5-2-7 に、現地調査地点の選定理由は表 5-2-8 に示すとおりである。また、現地調査地点は図 5-2-4 に示すとおりである。

表 5-2-7 調査の方法（騒音）

調査内容	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間・頻度
①騒音の状況・環境騒音・道路交通騒音	既存資料調査 一般環境騒音測定結果、自動車交通騒音実態調査結果等の既存資料データの整理及び解析を行う。	対象事業実施区域及びその周辺地域とする。	最新の資料とする。
①騒音の状況・環境騒音	現地調査 「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定める測定方法	対象事業実施区域における環境騒音を代表すると考えられる4地点とする。 工事用車両、供用時の関連車両の主要な走行経路上の2地点とする。	年2回（平日、休日）、各1日24時間測定とする。
①騒音の状況・道路交通騒音	現地調査		
②道路交通の状況・交通量	既存資料調査 「道路交通センサス」（国土交通省）等の整理及び解析を行う。	工事用車両、供用時の関連車両の走行経路及びその周辺地域とする。	最新の資料とする。
②道路交通の状況・道路の構造、交通量	道路の構造	対象道路の車線数、車線幅、歩道の有無、規制速度等を調査する。	1回とする。
	交通量	カウンターで2車種（小型・大型）の自動車台数及び二輪車台数を計測	工事用車両、供用時の関連車両の主要な走行経路上の2地点とする。
	走行速度	ストップウォッチまたはスピードガンを用いて計測する。	年2回（平日、休日）、各1日24時間測定とする。（道路交通騒音と同時）
③音の伝搬に影響を及ぼす地形の状況	既存資料調査 「地形図」（国土地理院）等の整理及び解析を行う。		
④土地利用、周辺の人家・保全対象施設等の状況	既存資料調査 「土地利用現況図」、「住宅地図」等の整理及び解析を行う。	対象事業実施区域及びその周辺地域とする。	最新の資料とする。
⑤既存の発生源の状況	既存資料調査 「土地利用現況図」、「道路交通センサス」（国土交通省）等の整理及び解析を行う。		
⑥基準値等	既存資料調査 環境基準等の整理を行う。		

表 5-2-8 騒音・交通量等の現地調査地点の選定理由

調査項目	地点名	選定理由等
環境騒音	地点①	対象事業実施区域北西側敷地境界
	地点②	対象事業実施区域北東側敷地境界
	地点③	対象事業実施区域南東側敷地境界
	地点④	対象事業実施区域南西側敷地境界
道路交通騒音・交通量等	地点⑤	千葉県道131号土気停車場千葉中線 工事用車両及び供用時の関連車両の主要な走行経路上になると想定される地点として選定した。
	地点⑥	下大和田17号線



下大和田17号線は集落の生活道路で、交通量が非常に少ない道路であることから、工事と供用時には大きなインパクトが予想されます。有効な保全対策がないことは自明です。

### 2. 予測・評価の方法

騒音に係る予測、評価の方法は表 5-2-9 に示すとおりである。

表 5-2-9(1) 予測・評価の方法（工事・騒音）

予測内容	建設機械の稼働に伴う騒音の影響	工事用車両の走行に伴う騒音の影響	
予測方法	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省他）に基づき、音の伝搬理論に基づく予測式を用いて建設機械の稼働時の騒音レベルを予測する。	「ASJ RTN-Model 2018」（日本音響学会）に基づき、音の伝搬理論に基づく予測式を用いて工事用車両走行時の等価騒音レベルを予測する。	
予測地域・地点	予測地域は対象事業実施区域周辺約200mの範囲とし、予測地点は敷地境界及び住居等の位置を考慮して選定する。	予測地域・地点は、道路交通騒音の現地調査の調査地域・地点と同様とする。	
予測対象時期	建設機械の稼働による騒音が最大となる時期とする。	工事用車両の走行台数が最大となる時期とする。	
評価方法	<影響の回避・低減の観点> 騒音による影響が事業者等により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。 <基準、目標等との整合の観点>		
	評価項目	評価の指標	指標値
	建設機械の稼働に伴う騒音	「騒音規制法」及び「千葉市環境保全条例」に基づく特定建設作業に係る規制基準	敷地境界で85dB
工事用車両の走行に伴う騒音	「騒音に係る環境基準について」における幹線道路を担う道路に近接する空間における基準	地点⑤ 昼間（6-22時）：70dB 夜間（22-6時）：65dB	
	「騒音に係る環境基準について」における道路に面する地域（B地域）における基準	地点⑥ 昼間（6-22時）：65dB 夜間（22-6時）：60dB	

表 5-2-9(2) 予測・評価の方法（存在・供用：騒音）

予測内容	施設の稼働に伴う騒音の影響	関連車両の走行に伴う騒音の影響	
予測方法	対象事業実施区域内の土地利用や進出企業の業種及び配置等を想定し、各種既存資料や類似事例による原単位を用いて騒音発生源ごとの音響パワーレベルを設定し、音の伝搬理論式を用いて予測を行う。	「ASJ RTN-Model 2018」（日本音響学会）に基づき、音の伝搬理論に基づく予測式を用いて供用時の関連車両走行時の等価騒音レベルを予測する。	
予測地域・地点	予測地域は対象事業実施区域周辺約200mの範囲とし、予測地点は敷地境界及び住居等の位置を考慮して選定する。	予測地域・地点は、道路交通騒音の現地調査の調査地域・地点と同様とする。	
予測対象時期	供用時の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とする。	供用時の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とする。	
評価方法	<影響の回避・低減の観点> 騒音による影響が事業者等により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。 <基準、目標等との整合の観点>		
	評価項目	評価の指標	指標値
	施設の稼働に伴う騒音	「騒音規制法」及び「千葉市環境保全条例」における特定工場の規制基準の区域区分で第2種区域において定める基準	敷地境界の基準 朝（6-8時）：50dB 昼（8-19時）：55dB 夕（19-22時）：50dB 夜（22-6時）：45dB
関連車両の走行に伴う騒音	「騒音に係る環境基準について」における幹線道路を担う道路に近接する空間における基準	地点⑤ 昼間（6-22時）：70dB 夜間（22-6時）：65dB	
	「騒音に係る環境基準について」における道路に面する地域（B地域）における基準	地点⑥ 昼間（6-22時）：65dB 夜間（22-6時）：60dB	

出典：千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書 令和5年4月 美樹観光株式会社

5-2-6 水質

1. 調査の方法

水質に係る調査項目は、①水質の状況、②流況等、③土壌特性、④降水量の状況、⑤水利用及び水域利用の状況、⑥基準値等とする。

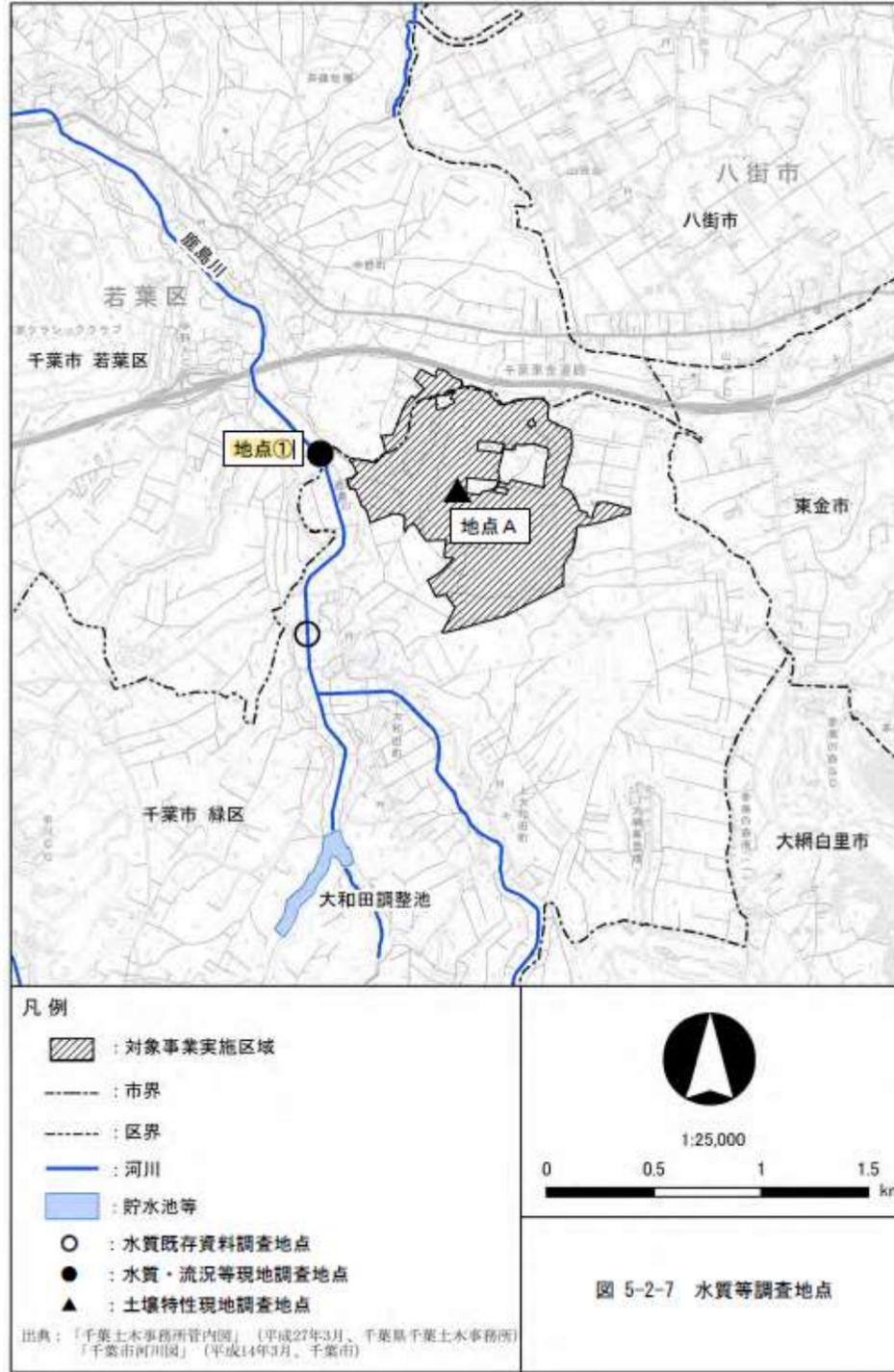
水質に係る調査の方法は表 5-2-16 に、現地調査地点の選定理由は表 5-2-17 に、調査地点は図 5-2-7 に示すとおりである。

表 5-2-16 調査の方法（水質）

調査内容	調査方法		調査地域・調査地点	調査期間・頻度
①水質の状況 ・浮遊物質量 ・水素イオン濃度	既存資料調査	「公共用水域水質調査結果」等の整理及び解析を行う。	対象事業実施区域近傍の鹿島川の1地点とする。	最新資料を含む過去5年とする。
	現地調査	・浮遊物質量 ・水素イオン濃度 「水質汚濁に係る環境基準について」に定める測定方法	対象事業実施区域からの放流先である対象事業実施区域西側の鹿島川の1地点とする。	降雨時2回とする(1降雨当たり3回程度)。
②流況等 ・河川流量	現地調査	「水質調査方法について」(昭和46年環境庁第30号環境庁水質保全局長通知)に定める測定方法	対象事業実施区域からの放流先である対象事業実施区域西側の鹿島川の1地点とする。	降雨時2回とする(1降雨当たり3回程度)。
③土壌特性	現地調査	「土壌沈降試験」により土壌特性を把握する。	対象事業実施区域内の1地点とする。	1回実施する。
④降水量の状況	既存資料調査	地域気象観測所の観測資料の整理及び解析を行う。	千葉特別地域気象観測所とする。	最新資料を含む過去5年とする。
⑤水利用及び水域利用の状況	既存資料調査	「土地利用現況図」、「住宅地図」等の整理及び解析を行う。	対象事業実施区域及びその周辺とする。	最新の資料とする。
⑥基準値等	既存資料調査	環境基準等の整理を行う。	—	—

表 5-2-17 水質等の現地調査地点の選定理由

調査項目	地点名	選定理由等
水質の状況・流況等	地点① 鹿島川	対象事業実施区域からの雨水排水が鹿島川に合流する地点の下流側の地点として選定した。
土壌特性	地点A	対象事業実施区域内の対象事業実施区域内の代表的な土壌特性を把握する地点として選定した。



2. 予測・評価の方法

水質に係る予測、評価の方法は表 5-2-18 に示すとおりである。

表 5-2-18 予測・評価の方法（工事：水質）

予測内容	造成等の工事に伴う水質への影響 (造成等の工事に伴う公共用水域の水質(浮遊物質量及び水素イオン濃度)の変化の程度)		
予測方法	水質(浮遊物質量、水素イオン濃度)は工事計画及び土壌沈降試験結果をもとに、環境保全対策等を考慮して、定量的に予測する。		
予測地域・地点	予測地域は排水経路とし、予測地点は現地調査地点と同様とする。		
予測対象時期	造成工事等による水質への影響が最大となる時期とする。		
評価方法	<影響の回避・低減の観点> 水質への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。 <基準、目標等との整合の観点>		
	評価項目	評価の指標	指標値
浮遊物質量	「水質汚濁に係る環境基準について」に定める類型でA類型において定める基準	25mg/L以下	
水素イオン濃度		6.5以上8.5以下	

土地利用計画では、幹線道路が県道131号と繋がっていないことから、公共用下水道とも連結していません。また、対象事業実施区域内に污水处理場もないことから、河川への汚染の影響があります。供用時についても予測評価を実施すべきです。

5-2-8 植物

1. 調査の方法

植物に係る調査項目は、①植物相の状況、②植生の状況、③注目すべき種及び群落の状況、④樹木・樹林等の状況、⑤土壌の状況、⑥その他予測評価に必要な事項とする。  
植物に係る調査の方法は表 5-2-28 に、調査地域は図 5-2-8 にそれぞれ示すとおりである。

表 5-2-28 調査の方法（植物）

調査内容	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間・頻度
①植物相の状況	既存資料調査	対象事業実施区域及びその周辺とする。	最新の資料とする。
	現地調査		4季（早春、春、夏、秋）とする。
②植生の状況	現地調査		1季（夏～秋）とする。
	現地調査		4季（早春、春、夏、秋）とする。
③注目すべき種及び群落の状況	現地調査		1季（夏～秋）とする。
④樹木・樹林等の状況	現地調査		最新の資料とする。
	現地調査	最新の資料とする。	
⑤土壌の状況	既存資料調査	最新の資料とする。	
⑥その他予測評価に必要な事項	既存資料調査	必要に応じ既存資料の収集、整理等により把握する。	最新の資料とする。

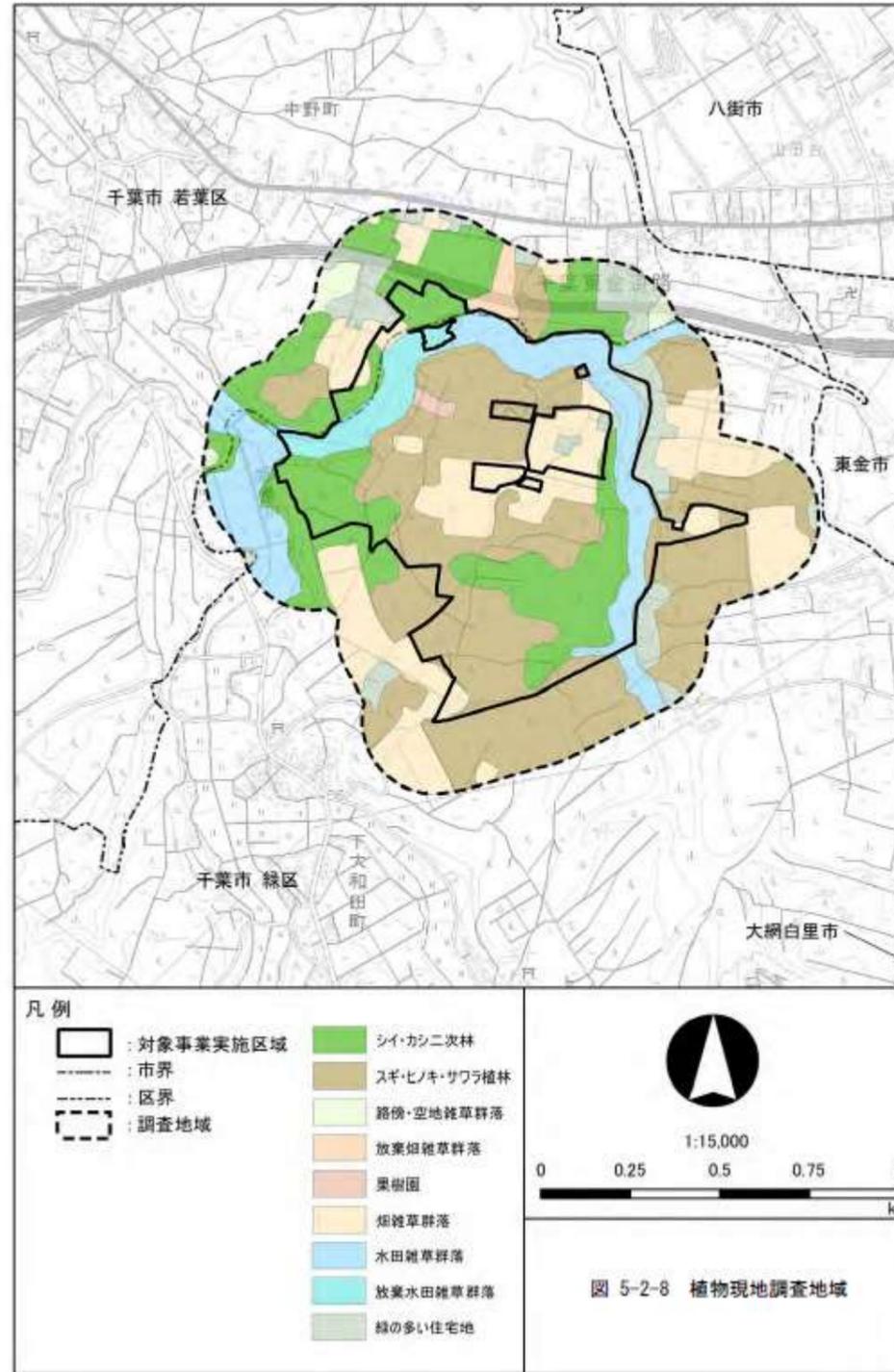


図 5-2-8 植物現地調査地域

2. 予測・評価の方法

植物に係る予測、評価の方法は、表 5-2-29 に示すとおりである。

表 5-2-29 予測・評価の方法（存在・供用：植物）

予測内容	・植物相の概要及び注目すべき種の生育状況の変化 ・植生及び注目すべき群落の生育状況の変化 ・樹木・樹林及び緑の量の変化
予測方法	事業計画の内容を踏まえ、土地の改変等が保全対象である植物に及ぼす直接的な影響及び植物の生育環境の変化に伴う間接的な影響について、他の事例や最新の知見等をもとに予測する。
予測地域・地点	調査地域・地点と同様とする。
予測対象時期	施設の供用開始後の事業活動が定常状態に達した時点とする。
評価方法	<p>&lt;影響の回避・低減の観点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域の自然環境の保全が適切に図られているかを検討する手法</li> <li>注目すべき種、群落、植物相及び植生全般への影響の回避・低減が実行可能な範囲内で最大限図られているかを検討する手法</li> <li>環境保全措置の実施方法等について検討した結果をもとに、事業者により実行可能な範囲内で本事業に係る環境影響が最大限回避・低減されているかについて、見解を明らかにする。</li> </ul> <p>&lt;基準、目標等との整合の観点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の事項との整合が図られているかを検討する手法</li> <li>「絶滅のおそれのある野生生物種のリスト」（環境省）記載種の保全</li> <li>「千葉市の保護上重要な野生生物―千葉市レッドリスト―」記載種の保全</li> <li>千葉市及び千葉県における保全対象となっている種、群落、樹木等の保全</li> <li>千葉市の計画等における植物の保全の方針、市条例等による緑化等の基準（千葉市公共施設等緑化推進要綱等）に基づく基準</li> </ul>

ちば環境情報センターが提供した20数年に及ぶ生物調査リストが既存資料として利用されると考えられます。  
有効な保全対策の検討を期待します。

5-2-9 動物

1. 調査の方法

動物に係る調査項目は、①動物相の状況、②注目すべき種及び生息地の状況、③その他予測評価に必要な事項とする。

動物に係る調査の方法は表 5-2-30 に、現地調査地点の選定理由は表 5-2-31 に示すとおりである。また、調査地域及び調査地点は図 5-2-9 に示すとおりである。

表 5-2-30 調査の方法（動物）

調査内容	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間・頻度
既存資料調査	「千葉市の保護上重要な野生生物—千葉市レッドリスト—」等の整理を行う。	対象事業実施区域及びその周辺とする。	最新の資料とする。
①動物相の状況 現地調査	哺乳類 フィールドサイン法・直接観察法、トラップ法（無人撮影含む）、夜間調査による調査とする。	対象事業実施区域及びその周辺 200m の範囲とする（猛禽類についてはその範囲に限らず対象事業実施区域周辺の生息状況を記録する。）。	4季（春、夏、秋、冬）とする。 ※トラップ法は3季（春、夏、秋）とする。
	鳥類（猛禽類を除く） ラインセンサス法、ポイントセンサス法、直接観察法、夜間調査による調査とする。	対象事業実施区域及びその周辺の代表的な植生の4地点、鳥類のセンサスライン及びポイントには対象事業実施区域及びその周辺の植生を網羅するように4ルート、4地点とする。なお、トラップ調査地点や調査ルートに関しては、必要に応じて適宜変更することも考慮する。	4季（春、夏、秋、冬）とする。
	猛禽類 生息状況調査、営巣地確認調査による調査とする。 生息状況調査：各調査地点において双眼鏡や望遠鏡を用いて観察を行い、飛行方向、出現・消失時刻、行動、個体情報等を記録する。 営巣地確認調査：営巣可能性のある場所を絞り込んだ場合に林内を踏査して営巣地の特定に努める。	対象事業実施区域及びその周辺 200m の範囲とする（猛禽類についてはその範囲に限らず対象事業実施区域周辺の生息状況を記録する。）。	2 営業期（1 営業期：2月～7月、各月3日間）
	両生類・爬虫類 フィールドサイン法・直接観察法による調査とする。		4季（早春、春、夏、秋）とする。
	昆虫類 任意採集・直接観察法、ライトトラップ法、ベイトトラップ法による調査とする。		4季（春、初夏、夏、秋）とする。
②注目すべき種及び生息地の状況 現地調査	国及び千葉県、千葉市のレッドリスト等を参考に選定する。現地において確認された注目すべき種については、その分布、面積又は個体数、生息状況、生息環境を記録する。集団繁殖地等が確認された場合も、その位置と対象動物種及び繁殖の状況について記録する。	対象事業実施区域及びその周辺 200m の範囲とする（猛禽類についてはその範囲に限らず対象事業実施区域周辺の生息状況を記録する。）。	各生物群の特性に応じた時期とする。
③その他予測評価に必要な事項 既存資料調査	必要に応じ既存資料の収集、整理等により把握する。	対象事業実施区域及びその周辺 200m の範囲とする。	最新の資料とする。

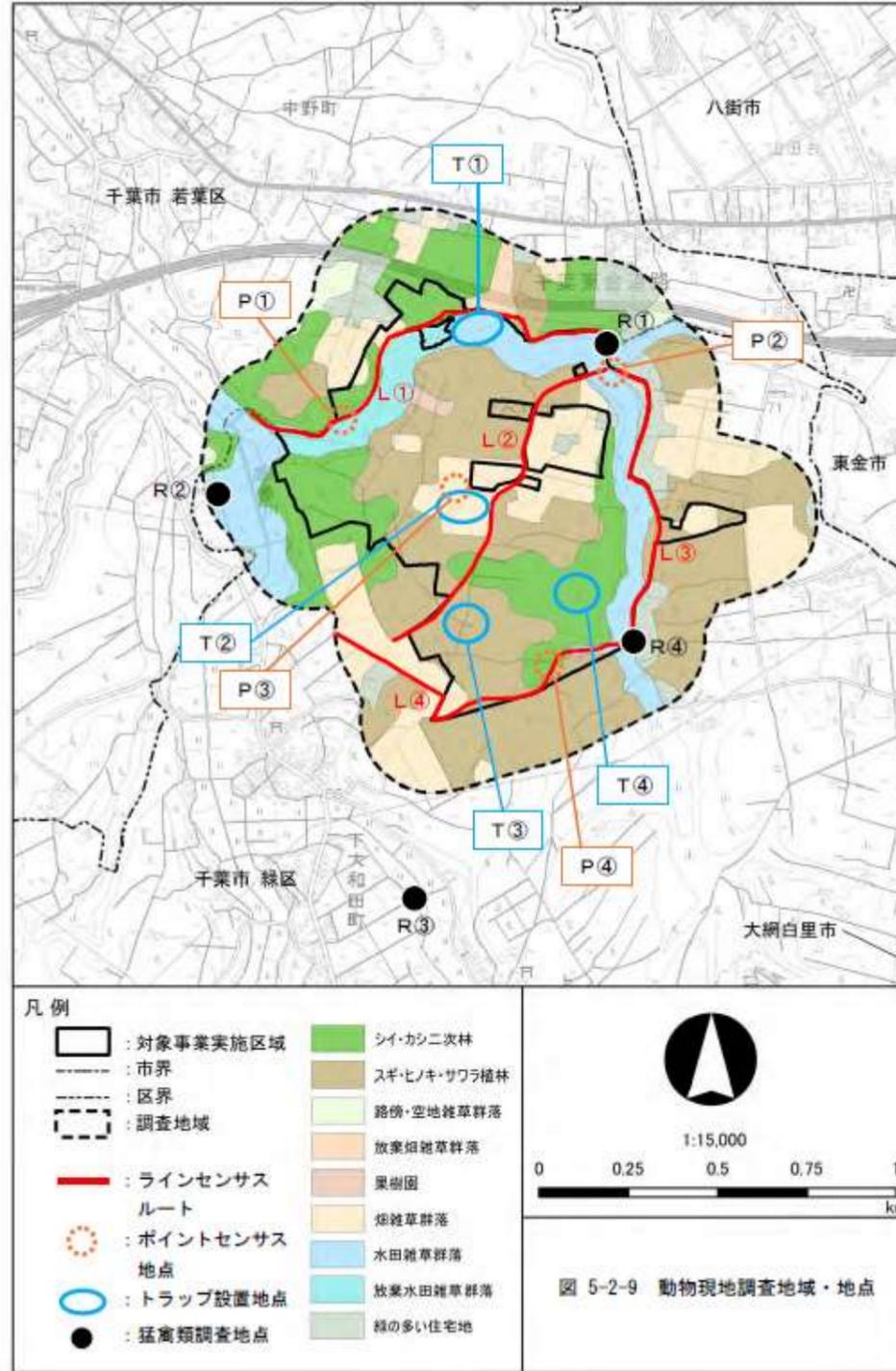


図 5-2-9 動物現地調査地域・地点

表 5-2-31 動物の現地調査地点の選定理由

調査項目	地点名	調査方法	選定理由等
哺乳類	T①	トラップ法	対象事業実施区域及びその周辺において、代表的な環境である樹林地（スギ・ヒノキ・サワラ植林、シイ・カシ二次林）及び草地（水田雑草群落、畑雑草群落等）におけるネズミ類等の小型哺乳類が把握できる地点を選定した。
	T②		
	T③		
	T④		
鳥類（猛禽類を除く）	L①	ラインセンサス法	対象事業実施区域及びその周辺において、代表的な環境である樹林地（スギ・ヒノキ・サワラ植林、シイ・カシ二次林）及び草地（水田雑草群落、畑雑草群落等）における鳥類相が把握できるルートを選定した。
	L②		
	L③		
	L④		
	P①	ポイントセンサス法	対象事業実施区域及びその周辺において、代表的な環境である樹林地（スギ・ヒノキ・サワラ植林、シイ・カシ二次林）及び草地（水田雑草群落、畑雑草群落等）における鳥類相が把握できる地点を選定した。
	P②		
	P③		
	P④		
猛禽類	R①	生息状況調査	対象事業実施区域を囲む北東、北西、南西及び南東から対象事業実施区域及びその周辺を広く視認できる地点を選定した。
	R②		
	R③		
	R④		
昆虫類	T①	ライトトラップ法 ベイトトラップ法	対象事業実施区域及びその周辺において、代表的な環境である樹林地（スギ・ヒノキ・サワラ植林、シイ・カシ二次林）及び草地（水田雑草群落、畑雑草群落等）における昆虫類相が把握できる地点を選定した。
	T②		
	T③		
	T④		

2. 予測・評価の方法

動物に係る予測、評価の方法は、表 5-2-32 に示すとおりである。

表 5-2-32 予測・評価の方法（工事及び存在・供用：動物）

予測内容	予測方法	予測地域・地点	予測対象時期	評価方法
・動物相の概要及び注目すべき種の生息状況の変化 ・注目すべき生息環境における生物群集の状況の変化	事業計画の内容を踏まえ、保全対象である動物に及ぼす直接的な影響及び動物の生息環境の変化による影響及び生息域の分断や孤立に伴う間接的な影響について、他の事例や最新の知見等をもとに予測する。	調査地域・地点と同様とする。	工事による影響は、工事の実施により動物への影響が最大となる時期とする。 存在・供用による影響は、施設の供用開始後の事業活動が定常状態に達した時点とする。	<p>&lt;影響の回避・低減の観点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域の自然環境の保全が適切に図られているかを検討する手法</li> <li>注目すべき種及び生息地、動物相全般への影響の回避・低減が実行可能な範囲内で最大限図られているかを検討する手法</li> <li>環境保全措置の実施方法等について検討した結果をもとに、事業者により実行可能な範囲内で本事業に係る環境影響が最大限回避・低減されているかについて、見解を明らかにする。</li> </ul> <p>&lt;基準、目標等との整合の観点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の事項との整合が図られているかを検討する手法</li> <li>「絶滅のおそれのある野生生物種のリスト」（環境省）記載種の保全</li> <li>「千葉市の保護上重要な野生生物—千葉市レッドリスト—」記載種の保全</li> <li>千葉県及び千葉県における保全対象となっている種、生息地等の保全</li> <li>千葉市の計画等における動物の保全の方針</li> </ul>

ちば環境情報センターが提供した20数年に及ぶ生物調査リストが既存資料として利用されたいと思います。  
有効な保全対策の検討を期待します。

5-2-10 水生生物

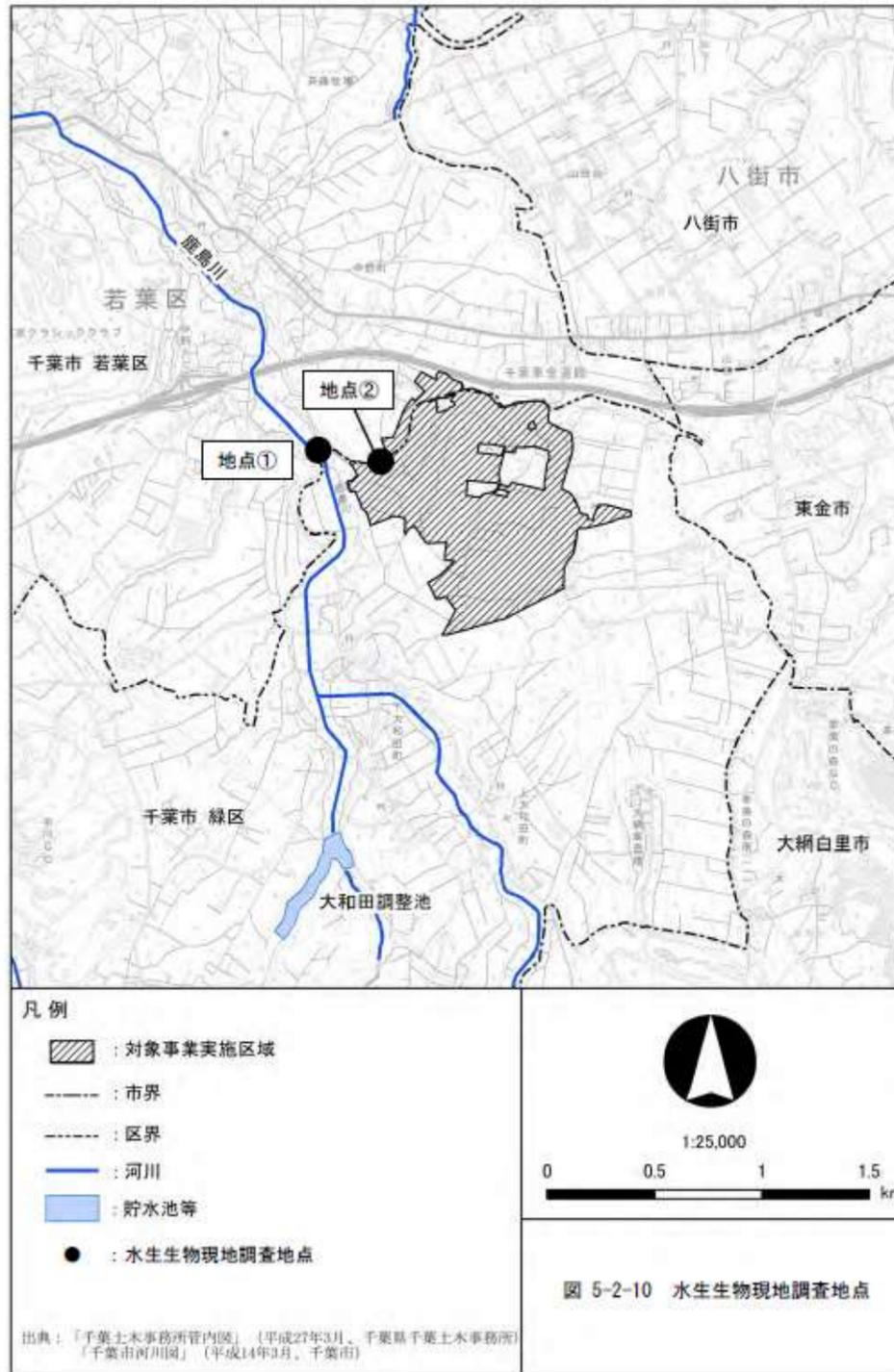
1. 調査の方法

水生生物に係る調査項目は、①水生生物相の状況、②注目すべき水生生物の状況、③その他予測評価に必要な事項とする。

水生生物に係る調査の方法は表 5-2-33 に、調査地点は図 5-2-10 にそれぞれ示すとおりである。

表 5-2-33 調査の方法（水生生物）

調査内容	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間・頻度
①水生生物相の状況	既存資料調査	「千葉市の保護上重要な野生生物—千葉市レッドリスト—」等の整理を行う。	対象事業実施区域及びその周辺とする。
	現地調査	魚類 任意採集（タモ網、かご網等による捕獲）による調査とする。 底生動物 定量採集（サーバーネット等による捕獲）、任意採集（たも網等による捕獲）による調査とする。	対象事業実施区域からの放流先である対象事業実施区域西側の鹿島川及び対象事業実施区域内の水路の2地点とする。
③注目すべき水生生物の状況	現地調査	国及び千葉県、千葉市のレッドリスト等を参考に選定する。現地において確認された注目すべき種については、その分布、面積又は個体数、生息状況、生息環境を記録する。	対象事業実施区域からの放流先である対象事業実施区域西側の鹿島川及び対象事業実施区域内の水路の2地点とする。
⑥その他予測評価に必要な事項	既存資料調査	必要に応じ既存資料の収集、整理等により把握する。	対象事業実施区域及びその周辺の河川及び水路とする。



2. 予測・評価の方法

水生生物に係る予測、評価の方法は、表 5-2-34 に示すとおりである。

表 5-2-34 予測・評価の方法（工事及び存在・供用：水生生物）

予測内容	・注目すべき水生生物の生息状況の変化 ・注目すべき水生生物の分布域の状況の変化
予測方法	事業計画の内容を踏まえ、保全対象である水生生物に及ぼす直接的な影響及び水生生物の生息環境の変化による影響及び生息域の分断や孤立に伴う間接的な影響について、他の事例や最新の知見等をもとに予測する。
予測地域・地点	調査地域・地点と同様とする。
予測対象時期	工事による影響は、工事の実施により水生生物への影響が最大となる時期とする。 存在・供用による影響は、施設の供用開始後の事業活動が定常状態に達した時点とする。
評価方法	<p>&lt;影響の回避・低減の観点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域の自然環境の保全が適切に図られているかを検討する手法</li> <li>水生生物の影響並びに水生生物の変化がその他の環境の自然的構成要素に及ぼす影響の回避・低減が実行可能な範囲内で最大限図られているかを検討する手法</li> </ul> <p>環境保全措置の実施方法等について検討した結果をもとに、事業者により実行可能な範囲内で本事業に係る環境影響が最大限回避・低減されているかについて、見解を明らかにする。</p> <p>&lt;基準、目標等との整合の観点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の事項との整合が図られているかを検討する手法</li> <li>「絶滅のおそれのある野生生物種のリスト」（環境省）記載種の保全</li> <li>「千葉市の保護上重要な野生生物—千葉市レッドリスト—」記載種の保全</li> <li>千葉市の計画等における水生生物の保全の方針</li> </ul>

ちば環境情報センターが提供した20数年に及ぶ生物調査リストが既存資料として利用されると思われます。  
有効な保全対策の検討を期待します。

5-2-11 生態系

1. 調査の方法

生態系に係る調査項目は、①地域を特徴づける生態系の区分、②指標種による生態系の構造とする。生態系に係る調査の方法は、表 5-2-35 に示すとおりである。なお、生態系の調査地域及び調査地点は植物、動物及び水生生物と同じとする。

表 5-2-35 調査の方法（生態系）

調査内容	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間・頻度
①地域を特徴づける生態系の区分	現地調査 調査地域を地形や植生などの現地調査結果をもとに、類型区分する。類型区分にあたっては、植物や動物、水生生物の生育・生息環境としてのまとまりを考慮する。 また、本事業の影響が調査地域の生態系にどのような生育・生息環境に及ぶことが想定されるかについて、事業計画の内容から影響要因の種類と範囲などを想定し、評価の際に重要と考えられる生育・生息環境を抽出する。	対象事業実施区域及びその周辺 200m の範囲とする。	動物、植物、水生生物の調査期間と同様とする。
②指標種による生態系の構造	環境単位ごとに、生態系の構造を把握し、当該生態系への影響を予測及び評価するための指標種を選定する。指標種は、生態系の上位に位置する種、同様の環境条件に依存する種群を代表する種、生物群集の相互関係の要となる種、特異な環境に特徴的な種等のうちから当該環境単位の特性を踏まえ、適切な種を選定する。 指標種と他の生物種の関係性、指標種又は関連する種の生育・生息環境について整理し、指標種の予測及び評価に必要な関連生物種の分布又は生育・生息環境の分布等を、植物、動物等の調査結果の整理・解析及び現地調査により把握する。		

2. 予測・評価の方法

生態系に係る予測、評価の方法は、表 5-2-36 に示すとおりである。

表 5-2-36 予測・評価の方法（工事及び存在・供用：生態系）

予測内容	・指標種の生育・生息状況の変化 ・生物種間関係性の変化 ・対象・業実施区域の生態系の変化
予測方法	土地の改変など、本事業の実施に伴い発生すると想定される環境影響要因と、注目種等の生育・生息分布及び生育・生息環境との関連性を整理し、予測地域における生態系の変化や、注目種等の生育・生息環境の消失及び保全の程度などについて、影響の予測を行う。
予測地域・地点	調査地域・地点と同様とする。
予測対象時期	工事による影響は、工事の実施により生態系への影響が最大となる時期とする。存在・供用による影響は、施設の供用開始後の事業活動が定常状態に達した時点とする。
評価方法	<影響の回避・低減の観点> ・生態系への影響の回避・低減が実行可能な範囲内で最大限図られているかを検討する手法 環境保全措置の実施方法等について検討した結果をもとに、事業者により実行可能な範囲内で本事業に係る環境影響が最大限回避・低減されているかについて、見解を明らかにする。

5-2-13 ふれあい活動の場

1. 調査の方法

ふれあい活動の場に係る調査項目は、①ふれあい活動の場の状況とする。ふれあい活動の場に係る調査の方法は表 5-2-40 に、調査地域及び調査地点は図 5-2-12 にそれぞれ示すとおりである。

表 5-2-40 調査の方法（ふれあいの活動の場）

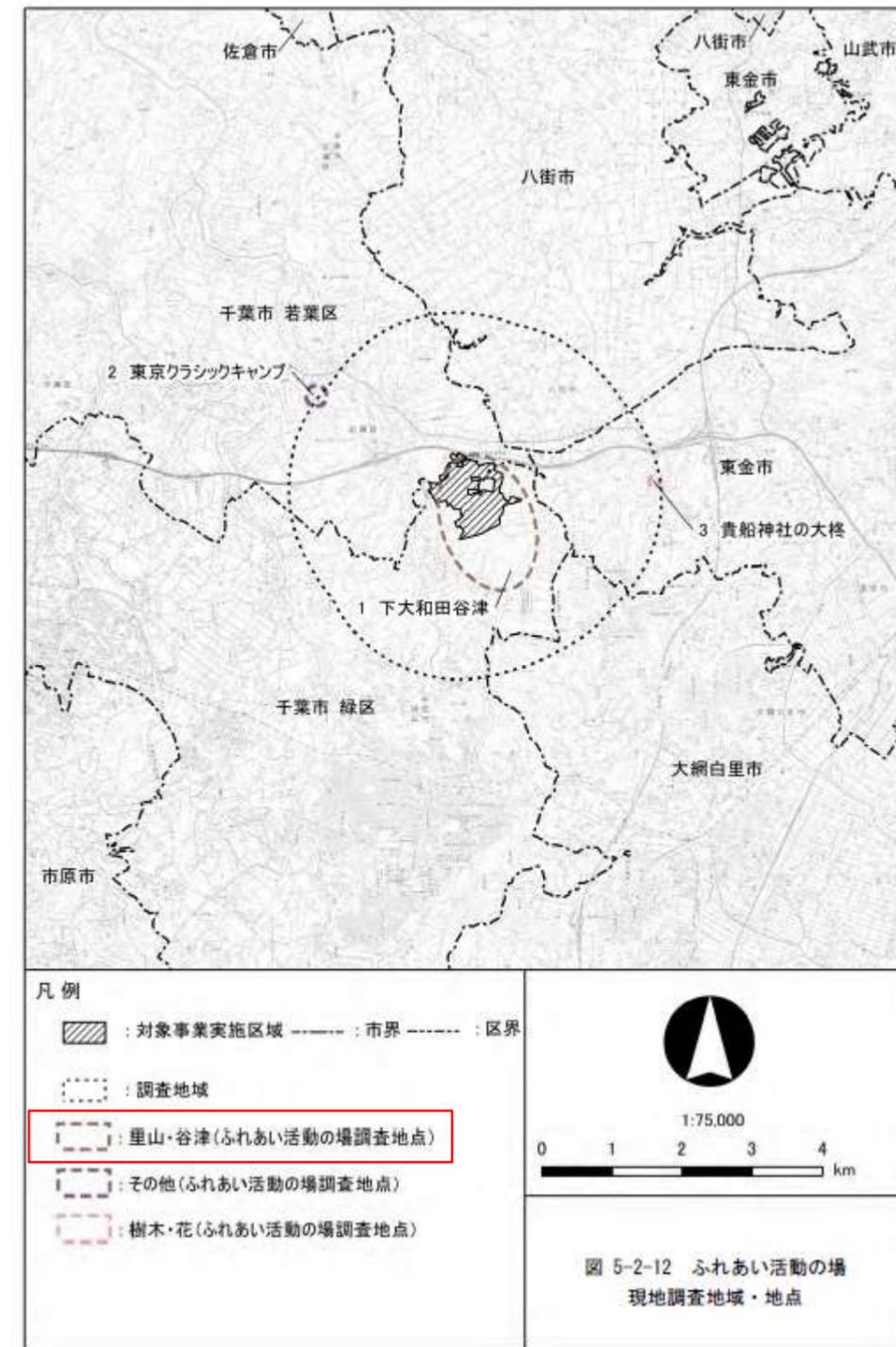
調査内容	調査方法	調査地域・調査地点	調査期間・頻度
①ふれあい活動の場の状況 ・分布、範囲 ・資源特性 ・利用状況	・既存資料又は文献の収集、整理及び聞き取り等により自然とのふれあい活動の場を抽出する。抽出に当たっては、必要に応じ地域住民の意見等を聞くとともに、既存資料等において利用に関する情報がない場合でも水辺、樹林地等利用の可能性のある場所については現地調査等により利用の有無を確認する。 ・抽出した対象について、現地調査及び他の環境要素調査結果等により、利用されている範囲及び地形・地質、植物、動物及び景観等の資源の状況を把握する。 ・抽出した対象について、現地調査により、利用者数、利用者の属性、出発地、交通手段及び活動の内容等を把握する。	対象事業実施区域及びその周辺 2km の範囲内の 3 地点とする。	既存資料調査は最新の資料とする。現地調査は 4 季（春、夏、秋、冬）とする。

2. 予測・評価の方法

ふれあい活動の場に係る予測、評価の方法は、表 5-2-41 に示すとおりである。

表 5-2-41 予測・評価の方法（工事及び存在・供用：ふれあいの活動の場）

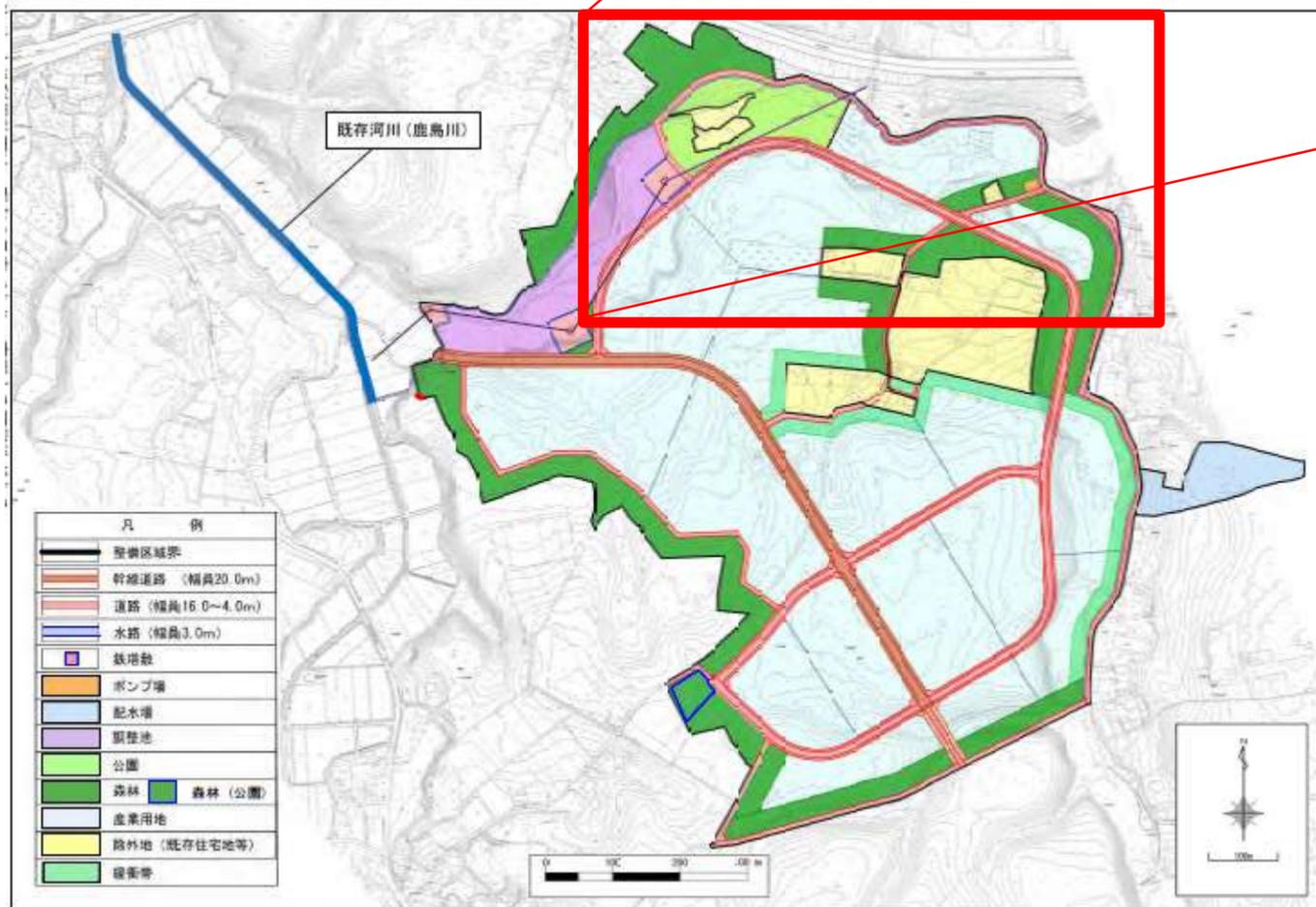
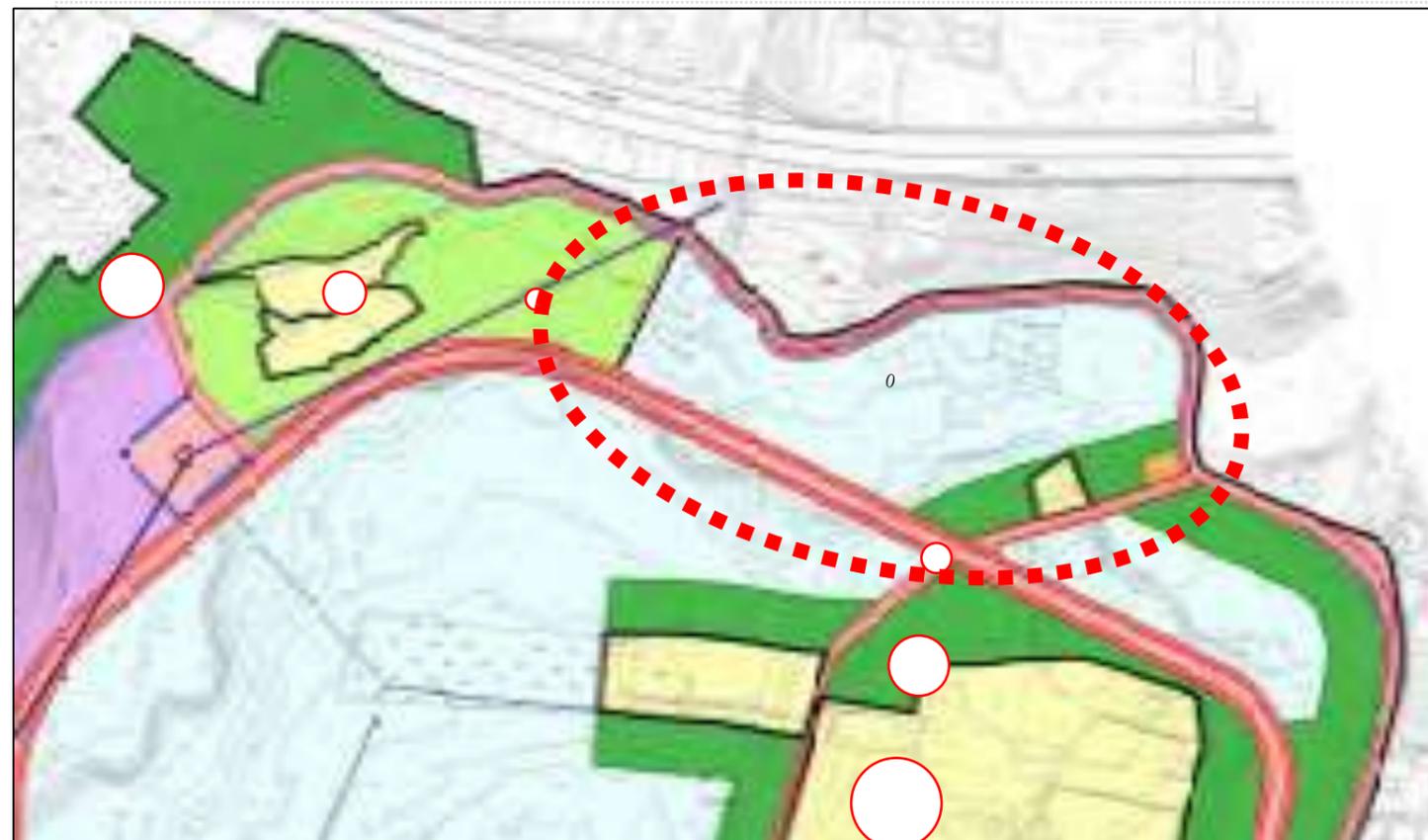
予測内容	・工事の実施、施設の使用によるふれあい活動の場及びその利用状況の変化
予測方法	工事の実施、施設の使用によるふれあい活動の場及びその利用状況の変化について、ふれあい活動の場の現況解析結果と事業計画の重ね合わせ、事例の引用・解析等により予測する。
予測地域・地点	調査地域・地点と同様とする。
予測対象時期	工事による影響は、工事の実施によるふれあい活動の場への影響が最大となる時期とする。存在・供用による影響は、施設の供用開始後の事業活動が定常状態に達した時点とする。
評価方法	<影響の回避・低減の観点> ・ふれあい活動の場への影響の回避・低減が実行可能な範囲内で最大限図られているかを検討する方法 環境保全措置の実施方法等について検討した結果をもとに、事業者により実行可能な範囲内で本事業に係る環境影響が最大限回避・低減されているかについて、見解を明らかにする。



5-56

ちば環境情報センターが20数年間実施してきた谷津田の保全活動は重要なふれあい活動の場として評価されると思われます。有効な保全対策の検討を期待します。

千葉市内に残された  
貴重な谷津田が土地  
造成で消失する計画  
となっています。



谷津田は深い湿地であり、工場等  
が建つような用地にするには地盤  
改良が必要になります。また多額の  
工事費が必要です。  
産業用地としてふさわしい場所では  
ありません。

出典：千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書 令和5年4月 美樹観光株式会社

- ・製造工場や流通センターを誘致対象としているにも係わらず、地区内の幹線道路が県道131号と繋がっていません。
- ・下大和田17号線は集落の生活道路で、普通車でもすれ違いが難しく、大型トラックが通行ができるような道路ではありません。

中野インター

県道との接合部分が記載されておらず、開発計画の全体像が不明です。道路の延長が考えられる土地は、農業振興地域で農業者すべての了承が必要であり、道路建設は容易ではありません。現状では、企業誘致は難しく、開発事業として成立しないと考えられます。

千葉県道 131 号  
土気停車場千葉中線

谷津田ビジターセンター

河川(鹿島川)

鹿殿神社

下大和田17号線は集落の生活道路で、普通車でもすれ違いが難しく、大型トラックが通行ができるような道路ではありません。騒音、振動、粉じん、交通事故等の影響は甚大です。

下大和田 17 号線

出典：千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書 令和5年 4月 美樹観光株式会社

- ・工事中と供用後の**生物多様性に与える影響**を整理しました。
- ・この表に示した影響以外にも、本地域では開発を巡る賛否から、地域コミュニティの混乱や分断が懸念されます。

工事中	
影響要因	環境影響
切土・盛土	→ <b>谷津田の消失</b> ・植物個体及び生育環境の消失 ・湿地に生息する生物の消失 ・土壌環境の変化 ・濁水、水の汚れの発生 ・粉塵の発生
樹木の伐採	・動物（哺乳類、鳥類、昆虫類他）の生息環境の消失 ・土壌の乾燥化 ・自然景観の変化
工事用車両の走行	・騒音・振動 ・濁水の発生 ・ロードキル（交通事故）
建設機械の稼働	・騒音・振動 ・濁水の発生 ・CO2の排出による地球温暖化

- ・環境アセスメントでは、事業者はこの影響を**回避、低減、代償**の順に環境保全対策を検討することとなっています。
- ・しかし、開発による谷津田への影響は甚大で、**回避**以外に選択肢があるとは考えられません。

供用後	
影響要因	環境影響
地形の改変・施設の存在	・里山生態系の変化（都市化） ・動物移動経路の分断、変化 ・自然景観の変化 ・雨水の地下浸透の減少による地下水（湧水）の減少
施設（工場、流通倉庫等）の稼働	・騒音・振動 ・水の汚れの発生 ・光害（ホタルの消失） ・CO2の排出による地球温暖化
車両の走行	・騒音・振動 ・ロードキル（交通事故） ・CO2の排出による地球温暖化
緑化（外来種の植栽）	・遺伝子の攪乱

生物多様性を保全する上で、回避・低減・代償の順に検討することを**ミティゲーションヒエラルキー**と呼ばれます。

**回避**

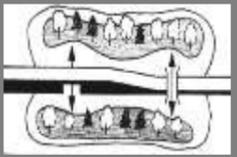
予定地の変更や事業の中止等を行う。



**低減**

対策により影響を少なくする。

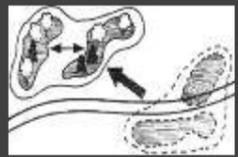
- ・最小化：規模の縮小等
- ・修正・修復：影響の矯正
- ・軽減：保護やメンテナンス



**代償**

別の環境に置き換える。

- ・生物多様性オフセット



**代償**は最終の手段であり、これを前提に開発計画を進めることは許されませんが、本開発計画にはこれさえありません。

- 千葉市の環境アセスメント制度の概要
- 本件は民間事業であるため、**配慮書は任意で、事業計画概要書の手続きから開始**されています。

- 現在は**環境影響評価方法書**の手続き段階です。
- 方法書の手続きでは、事業者の**説明会**があり、**意見書の提出**ができます。
- 事業者が開発に対する意見を示すことができます。**

- 本事業は民間の**宅地開発事業**で、その面積は74.5haであり、20ha（市街化調整区域）を超えるため、環境アセスメントが必要になります。

## 千葉市の環境影響評価制度の概要

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者が、その事業が環境に及ぼす影響について、事前に調査・予測・評価するとともに、環境保全のための措置を検討し、その結果について住民や行政機関などの意見を聴くことで、より良い事業計画を作り上げるための制度です。

千葉市の環境影響評価制度の特徴としては、環境影響評価法の対象とならない事業や、法よりも小規模な事業を手続きの対象としているほか、見解書の公表や公聴会の開催など、市独自の手続きを定めています。

### 計画段階における環境配慮の実施【配慮書】

事業計画の立案段階（事業の実施場所、規模等の検討段階）において、事業による環境への影響の検討を行い、その結果を「配慮書」としてまとめます。この配慮書に対する市民や行政の意見を踏まえ、事業計画に反映させることで、重大な環境影響の回避・低減を図ります。  
なお、千葉市が実施する事業以外は、任意の手続きとなっております。

### 事前配慮の実施【事業計画概要書】

市の政策との整合を図るため、市の環境基本計画の環境配慮事項に基づき事前配慮を行い、その内容を「事業計画概要書」としてまとめます。  
なお、法対象事業に対しても、事前配慮を要請することとしています。

### 環境影響評価の実施【方法書・準備書・評価書】

事業内容や地域の状況を踏まえて環境影響評価項目を選定し、選定項目をどのような方法で調査・予測・評価を行うかを「方法書」としてまとめます。この方法書に対する市民や行政の意見を踏まえ、選定項目や調査・予測・評価の手法、事業計画を見直したうえで、環境影響評価を行います。

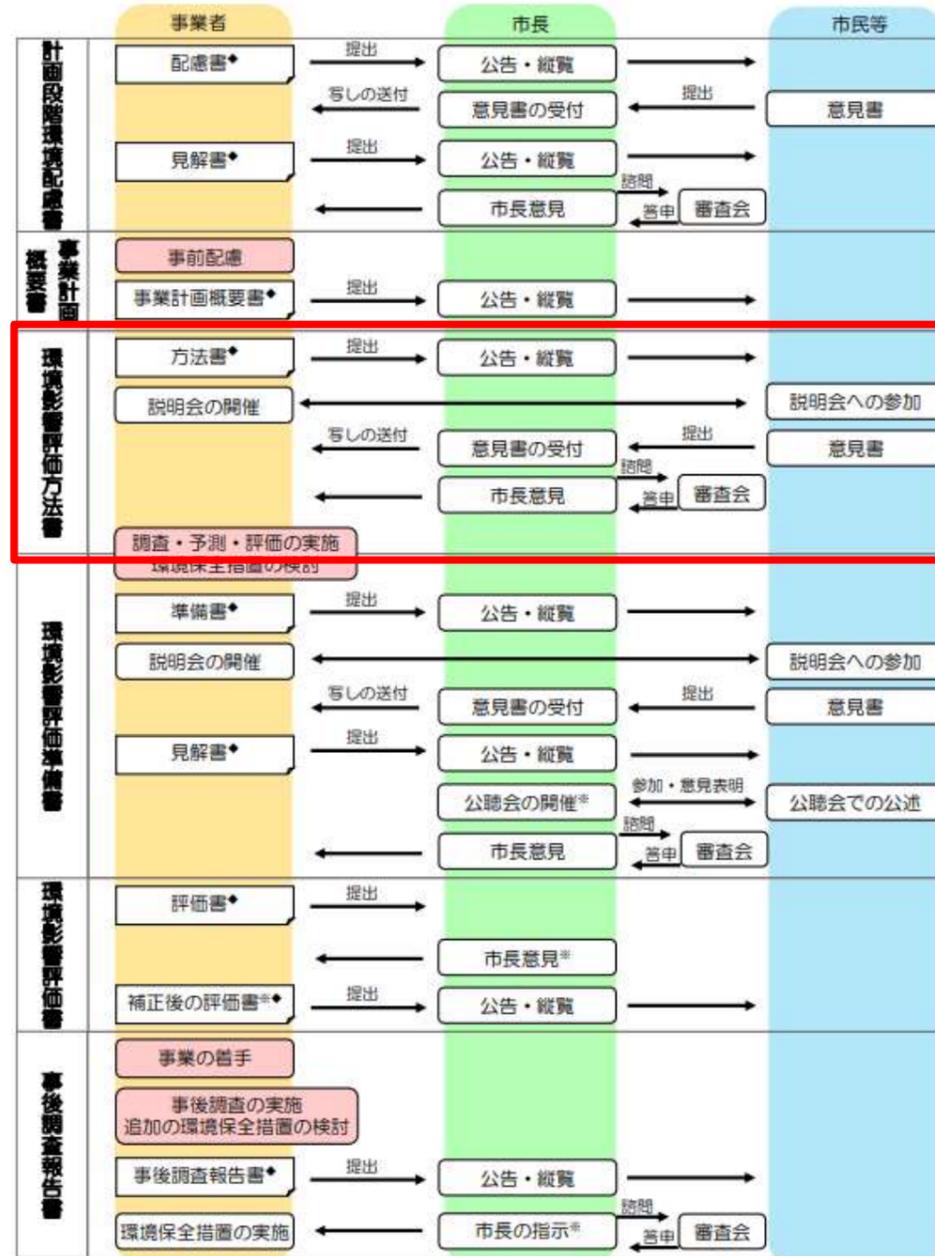


これらの調査・予測・評価の結果や環境保全措置の検討内容を示し、環境保全についての事業者の考えを「準備書」としてまとめます。そして、準備書についての市民や行政の意見を踏まえ、必要に応じて内容を見直し、「評価書」としてまとめます。

### 事後調査【事後調査報告書】

事業を実施する際、評価書に記載した内容に基づいて環境保全措置を実施し、環境保全について適正な配慮がなされるようにします。  
また、工事中や供用時の環境の状況などを調査し、予測評価結果の検証や追加の環境保全措置の検討結果を「事後調査報告書」としてまとめます。

## 主な手続の流れ（条例対象事業）



◆印のある図書は、インターネットでも公表されます。  
※印のある手続きは、必要に応じて実施されます。

## 対象事業一覧

この表は、千葉市環境影響評価条例施行規則別表第1及び千葉市計画段階環境影響評価実施要領別表第1を要約したものです。また、事業の変更（拡張・更新等）に伴い、環境影響評価手続きが必要となる場合があります。詳細は、それぞれの規定を参照してください。

事業の種類		規模要件	
1 道路	自動車専用道路	車線	4車線以上
	一般国道	車線・道路延長	4車線以上かつ道路延長3.75km以上
	県道等	車線・道路延長	4車線以上かつ道路延長5km以上
	農道	車線・道路延長	4車線以上かつ道路延長5km以上
	林道	車線・道路延長	幅員6.5m以上かつ道路延長5km以上
2 鉄道又は軌道	路面延長		2.5km以上
3 発電用電気工作物	火力発電所	出力	112,500kW以上
	太陽電池発電所	太陽電池発電所等区域の面積	10ha以上
	風力発電所	出力	7,500kW以上
4 廃棄物最終処分場	埋立処分場所面積		4ha（特定区域を含む場合は2ha）以上
5 公有水面その他の水面の埋立又は干拓	埋立又は干拓の面積		40ha以上
6 土地区画整理事業	施行区域の面積		
7 新住宅市街地開発事業	施行区域の面積		
8 工業団地造成事業	施行区域の面積		市街化区域内：50ha以上
9 新都市基盤整備事業	施行区域の面積		市街化調整区域を含む場合：20ha以上
10 流通団地造成事業	施行区域の面積		特定区域を含む場合：10ha以上
11 宅地開発事業	開発区域の面積		
12 レクリエーション施設用地造成事業	開発区域の面積		
13 工場（いずれかの要件を満たす場合）	排水量		10,000m <sup>3</sup> /日以上
	燃料使用量		20t/h以上（重油換算値）
14 終末処理場（いずれかの要件を満たす場合）	敷地面積		15ha以上
	計画処理人口		20万人以上
15 し尿処理場	処理能力		100kl/日以上
16 廃棄物焼却等施設	処理能力		100t/日以上
17 砂利等採取事業	採取場区域面積		30ha以上 ただし、以下の場合は10ha以上 ・特定区域を含む場合 ・自然公園 ・地域森林計画対象民有林
18 土砂等の埋立て等の事業	埋立面積		40ha以上

※特定区域とは、首都圏近郊緑地保全法に定める近郊緑地保全区域をいいます。  
※造成事業等を複合して行う事業については、別途対象事業であるかどうかの判定基準があります。詳しくは、千葉市環境保全課までお問い合わせください。

〇お問い合わせ

千葉市環境環境保全課  
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
電話：043-245-5185（直通）  
FAX：043-245-5553  
URL：http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/assess\_index.html



- ・環境アセスメントの実施手順はこのフローになります。
- ・現在は**環境影響評価方法書**の段階です。

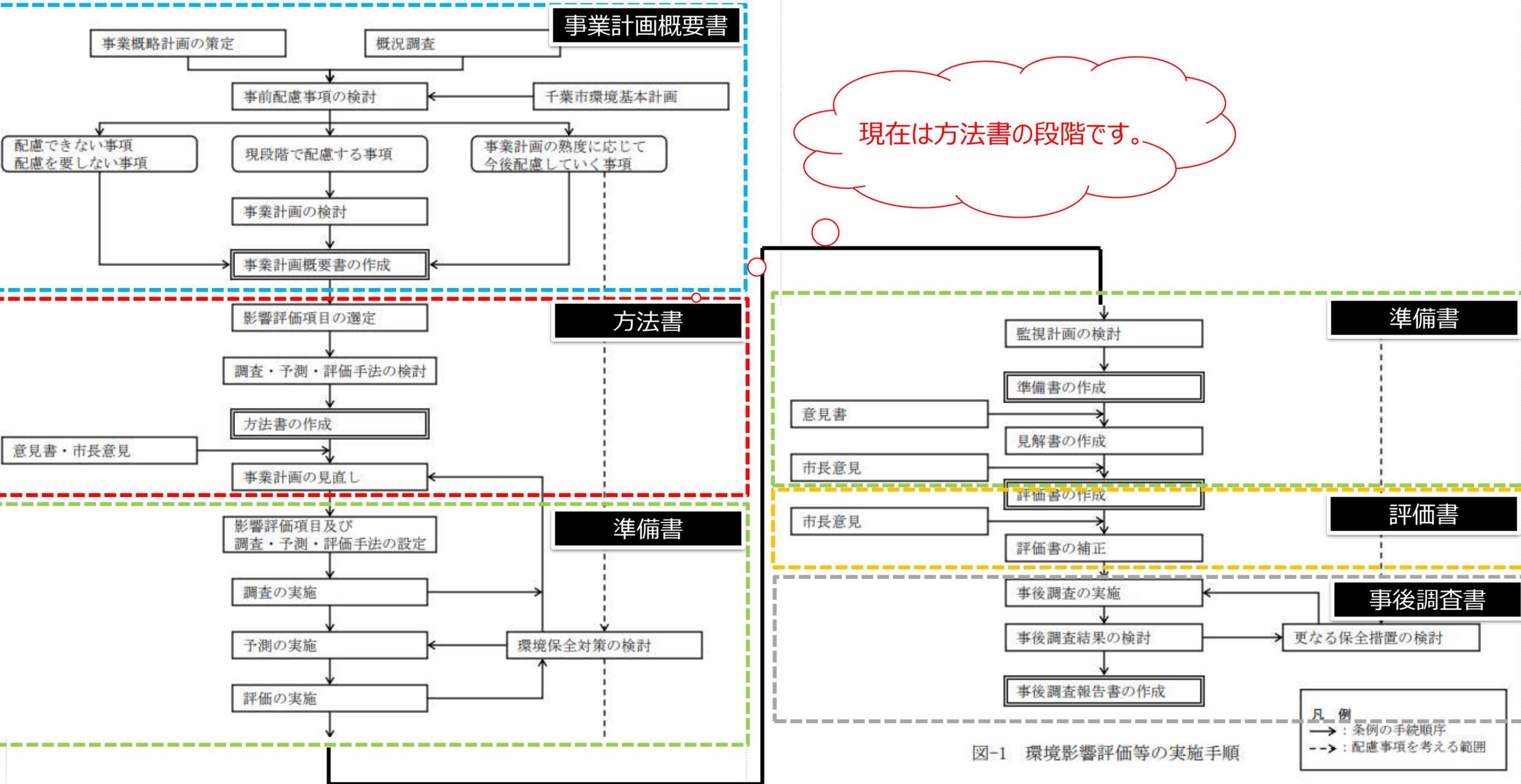


図-1 環境影響評価等の実施手順

出典：千葉市環境影響評価条例のあらまし <https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/documents/assess-shishin-figure1.pdf>

- 千葉市環境影響評価条例は平成10年9月24日に制定されましたが、現在まで市アセス条例として実施された案件は3件で、本件は4件目になります（★印）。
- これだけ大規模な土地開発事業は、近年、千葉市では例がありません。
- 環境アセスメントは千葉市環境局 環境保全部 環境保全課が担当しますが、経験不足が心配です。

## 環境影響評価審査案件

環境影響評価審査案件

N o.	事業名称等	根拠法令等	最新の公告の種類及び公告日	環境影響評価手続き
1	季美の森複合開発事業	県要綱	評価書公告：昭和60年10月29日	終了
2	(仮称) 御成台研究学園都市開発事業	県要綱	評価書公告：昭和61年8月1日	終了
3	千葉市北清掃工場	県要綱	評価書公告：昭和62年3月31日	終了
4	千葉土気緑の森工業団地	県要綱	評価書公告：昭和62年7月21日	終了
5	東金市小野山田土地区画整理事業	県要綱	評価書公告：平成6年3月1日	終了
6	(仮称) 和泉の郷ゴルフ場開発計画	市要綱	評価書公告：平成6年5月16日	終了
7	(仮称) 八街カントリークラブ	県要綱	評価書公告：平成6年9月16日	終了
8	千葉火力発電所1・2号系列設置計画	市要綱	評価書公告：平成7年8月16日	終了
9	四街道市成台中土地区画整理事業	県要綱	評価書公告：平成7年12月26日	終了
10	(仮称) ちばリサーチパーク開発計画	県要綱	評価書公告：平成8年9月10日	終了
11	千葉都市計画事業土気東特定土地区画整理事業	市要綱	評価書公告：平成9年1月16日	終了
12	(仮称) 御成台カントリークラブ開発事業	市要綱	評価書公告：平成9年10月1日	終了
13	新内陸最終処分場	市要綱	評価書公告：平成9年12月1日	終了

出典：千葉市環境影響評価審査案件  
<https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/eikyohyokaanken.html>

★	14	川鉄千葉クリーンパワーステーション設置計画	市要綱	評価書公告：平成11年6月1日	終了
★	15	千葉都市モノレール第1号線	市条例	評価書公告：平成12年2月4日	終了
	16	東金茂原道路建設事業	法	評価書公告：平成12年3月31日	終了
	17	市原都市計画事業市東第一特定土地区画整理事業	法	評価書公告：平成12年9月1日	終了
	18	東京国際空港再拡張事業	法	評価書公告：平成18年6月20日	終了
★	19	最終処分場跡地周辺整備事業(千葉市民ゴルフ場)	市条例	評価書公告：平成18年7月5日	終了
	20	JFE千葉西発電所更新・移設計画	法	評価書公告：平成24年1月13日	終了
	21	五井火力発電所更新計画	法	評価書公告：平成30年4月24日	終了
	—	東京電力3号系列発電設備増設計画	法	本事業については、法52条第2項の規定により、環境影響評価手続の適用除外を受けている。	—
	22	市原火力発電所建設計画	法	方法書公告：平成28年2月5日	廃止
	23	(仮称) 蘇我火力発電所建設計画	法	方法書公告：平成30年1月23日	廃止
★	24	千葉市北谷津新清掃工場建設事業	市条例	評価書公告：令和2年7月27日	終了
★	25	千葉市緑区下大和田町開発計画	市条例	方法書公告：令和5年4月26日	手続中
	26	(仮称) 株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業	県条例	方法書公告：令和5年4月4日	手続中

※「根拠法令等」については評価書公告時のもの

法：環境影響評価法（平成11年6月12日施行）

市条例：千葉市環境影響評価条例（平成11年6月12日施行）

市要綱：千葉市環境影響評価の実施に関する指導要綱（平成4年4月1日施行／平成11年6月12日廃止）

県条例：千葉県環境影響評価条例（平成11年6月12日施行）

県要綱：千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱（昭和56年6月1日施行／平成11年6月12日廃止）

- ・環境アセスメントを審査する有識者の方々です。
- ・任期は令和5年4月30日となっており、一部交代されることがあります。

千葉市環境影響評価審査会委員名簿

令和3年6月現在

専門	氏名	所属
大気	岡本 眞一	東京情報大学 名誉教授
大気	三澤 正	千葉大学 名誉教授
悪臭	重岡 久美子	公益社団法人 におい・かおり環境協会 技術課 課長
騒音・振動	矢野 博夫	千葉工業大学 情報科学部 教授
水質	町田 基	千葉大学 総合安全衛生管理機構 [兼] 大学院 工学研究院 教授
水象	杉田 文	千葉商科大学 商経学部 教授
地質	大原 隆	千葉大学 名誉教授
土壌	唐 常源	千葉大学 大学院 園芸学研究院 教授
建築環境	望月 悦子	千葉工業大学 創造工学部 教授
自然環境	安立 美奈子	東邦大学 理学部 准教授
自然環境	櫻庭 品子	筑波技術大学 産業技術学部 准教授
自然環境	鶴見 みや古	公益財団法人 山階鳥類研究所 コレクションディレクター
景観・都市計画	北原 理雄	千葉大学 名誉教授
環境衛生	諏訪園 靖	千葉大学 大学院 医学研究院 教授
法律	田部井 彩	中央学院大学 法学部 准教授
法律	佐久間 水月	佐久間法律事務所 弁護士
廃棄物	羽染 久	一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会 専務理事
エネルギー	川瀬 貴晴	千葉大学 名誉教授

(委嘱期間 令和3年5月1日 から 令和5年4月30日まで)

出典：千葉市環境影響評価審査会  
[https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/documents/assess\\_committee\\_list.pdf](https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/documents/assess_committee_list.pdf)

## 私たちにできること

- ・下大和田開発計画の環境アセスメント手続きが開始されています。
- ・「事業計画概要書」が3月27日から4月25日まで公示・縦覧され、4月26日から5月25日まで「環境影響評価方法書」が公示・縦覧されています。
- ・事業者（美樹観光）による**住民説明**が以下のとおり、開催されます。
- ・**1回目**：令和5年5月27日（土曜日）9時30分～11時30分まで  
**場所**：千葉市誉田公民館1階会議室（緑区誉田町1丁目789-49）
- ・**2回目**：令和5年5月28日（日曜日）9時30分～11時30分まで  
**場所**：千葉市誉田公民館1階会議室（緑区誉田町1丁目789-49）
- ・住民説明会では、本開発計画の問題点について、どのように**環境保全対策**を行うのか、しっかりと聞き、**質問したり意見を述べる**ことができます。
- ・また、**意見書を提出**することもできます。
- ・環境アセスメントは、事業者が住民や市民から意見を聞き、環境保全対策を検討することで、**環境に配慮されたより良い事業計画にするための制度**です。
- ・環境アセスメント制度を理解していただき、**下大和田の谷津田を守るための参考**にして下さい。

環境の保全について意見を出すことができます。

意見書は**個人情報**を消したものを市から事業者に送付されますので、安心して出して下さい。

意見書の書き方は、右の意見書用紙に書くか、

「千葉市緑区下大和田町開発計画 環境影響評価方法書」と明記して、意見を書き、

住所・氏名を書いて、以下に提出してください。

期限は、**令和5年6月9日（金曜日）**まで（郵送の場合は必着）。

持参（千葉市役所新庁舎高層棟7階 環境局環境保全部環境保全課 窓口）

郵送（〒260-8722千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所環境保全課あて）

ファックス（環境保全課 043-245-5557）

メール（[kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp](mailto:kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp)）

意見書の用紙は以下からダウンロードできます。

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.city.chiba.jp%2Fkankyo%2Fkankyohozen%2Fhozen%2Fdocuments%2Fikensyo.docx&wdOrigin=BROWSELINK>



年 月 日

## 意見書

（あて先）千葉市長 神谷俊一

住所：

ふりがな  
氏名：

「千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地から以下のとおり意見を述べます。

意見記入欄

※ 意見は、日本語により、意見の理由を含めて記入してください。

※ 欄内に書ききれない場合は、別の用紙（任意様式）に記載のうえ、この意見書様式と共に提出してください。